「品川区障害者計画及び第7期品川区障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 (素案)」に対するパブリックコメントの実施結果 ~ご意見と区の考え方~

実施期間:令和5年12月11日(月)~令和6年1月10日(水)

提出人数:23人 意見数:279件

思兄 ³ No.	部	章	ご意見(要旨)	区の考え方
1	1	1	p8 の二つめの〇の「品川区障害福祉計画等策定委員会」にカッコとじがない。不備であれば加えていただきたい。	P7 のとおり修正いたしました。
2	1	1	・こる性 福当者の点、なのはま 受的っ業 いに 実業のいれ価で前まは思のすると生れては受事こな困算い思 体基にいこ等 でおせたいので またいの で、業業わい。こ者権はの、言のいれ価で前まは思のするまは祖は高。事、、で、業業わい。こ者権はの、言のいれ価で前まは思のするまは祖は高。事、、で、業業わい。こ者権はの、言のいれ価のするととしてにでてそう済者係のは常立すらえ 事もる性事放 国定すながけ会いのする はいまで学に業るっせ経こでれる そわ義で棄こ はりな「のにいのす」の義は祖は高。事、、で、業業われる そわ義で棄こ はりな「のにいのす」の義は祖は高。事、、で、業業わい。こ者権はの、言のい、れ価で前まは思のをまは、よう済者係のは常立すらえ 事もる性事放 国定すながけ会いのを 目示すと生れて点受事こな困算い思 体基にいこ等 25祉でも存るととと 目示すと生れて点受事こな困算い思 体基にいこ等 25祉でも存るとととと のまいのまで変にないとが本と事とし、、事誰いきう目る 共にのまるな産ま、を益業のり難性でい が本と事とし、条業。きとこ るの 生たのは、なんとは、ないには、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに、ないに	ご指摘のとおり、憲法第25条では、国に生活保障の義務があることを明らかにしており、現行の社会保障制度もこの規定に立脚しています。これらは自明であるため、計画には掲載しておりませんが、これらを前提として障害福祉の充実に努めてまいります。

			サント・「カハント ノルナフ・「ルルナ	
			暮らし」「自分らしく生きる」「共に支	
			えあって暮らす」という方針が示され	
			ています。これらの、理念・方針は、	
			この目的に沿ったものだと思います。	
			ぜひ、この計画の中に、「誰しも生きる	
			価値を持ち、かけがえのない存在とし	
			て尊重され、社会に共に生きる」とい	
			う目的を高く掲げ、何物にも侵されな	
			い「生きる権利」を宣言してほしいと	
			思います。いまだ未掲載の「はじめ	
			に」に期待します。	
			・現「障害者計画」はこれまで見直し	障害者計画は基本理念や基本方針などの
			や PDCA 等をやっていない。計画の策定	障害者施策に係る基本的な事項を定める
			委員会でも、者計画の振り返りや、各	ものであり、障害福祉計画や障害児福祉
			施策がどの程度進捗したかなどは、ほ	計画のように各年度の成果目標やサービ
3	1	1	とんど取り上げられなかった。「策定し	ス見込量は定められておりません。
			たら終了」的な扱いになっているが、	従って、障害者計画の進捗状況の検証お
			それでいいのか。	よび 分析・評価を行う時期は、次期の障
			今後は、障害福祉計画推進委員会で	害福祉計画・障害児福祉計画の策定時期
			障害者計画も見ていくのか。	が妥当と考えています。
			p7 の図表 1-4 では「長期基本計画」	図表1-3「計画の位置づけ」では「地域
			「障害者計画」「障害福祉計画」「障害	福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」
			児福祉計画」の4計画しか示されてい	「子ども・若者計画」「介護保険事業計画」
			ない。今期の計画の図表 1-2 のように	を記載しましたが、図表1-4「計画の
4	1	1	「地域福祉計画」「子ども・子育て支援	期間」では視覚的に分かりにくくなるた
			事業計画」「子ども・若者計画」「介護	め、本素案では除外させていただきまし
			保険事業計画 も併せて記載していた	た。
			だきたい。	7-0
			初めて書かせていただきます。品川区	①医療的ケア児の人数については、区が
			福祉計画の素晴らしい取り組みをされ	サービス利用状況等から把握できている
			て感謝してます。2つ書かせていただ	人数だけを記載しています。医療的ケア
			きます。医療ケアのところに導尿、洗	児の正確な把握に努めておりますが、医
			腸が記載されてなく医療ケア児の人数	療的ケアの範囲が法律で明確でないこと
			も実際と違っていると思います。(おそ	や個人情報保護の観点から医療機関から
			らく導尿が含まれてない)神経因性膀胱	の情報取得が困難なことからすべての医
			は生涯カテーテルがないと尿が出せな	療的ケア児の把握が出来ておりません。
			い感染リスクもある医療ケアです。洗	②アンケート調査結果では医療的ケア児
5	1	2	い窓来りペノもめる医療ケテです。が 腸も便が出せない為必要なケアです。	の保護者の相談先は医療機関が最も多く
			Mのほか山とない温必安なケーです。 2 つ目、我が家の例で失礼しますが子	の体験もの作談だは医療機関が取り多く なっています。医療的ケア児の子育て支
			とう日、我が家の例で天代しまりが子 が医療ケアが必要ですが所得制限で見	なっています。医療的グチ先の子育で文 援を充実できるよう相談体制等の充実を
			かとなりが必要ですが所得制限で発	援を元美しさるよう相談体前寺の元美を 図ります。今後、医療的ケア児等コーデ
			争に色々な又援が受けれり、健帯先の 子育て支援は所得制限撤廃になる昨	凶りより。っ後、医療的グラ先寺コーテー ィネーターが保健・医療・福祉等の各分
			丁月で又抜は別侍前版撤廃になる呼 今、障害者は健常児より時間もお金も	
				野との連携を図り、協力する体制づくり
			かかります。精神面の負担も。ぜひス / _ ブに支援が受けれるよう改革お願	を進め、支援の充実を図っていきます。
			ムーズに支援が受けれるよう改革お願	
			いいたします。	一一一
			p10~の第1部第2章「1 障害児者の現	一ご意見として承ります。
			状と課題」に発達障害者の状況がな	
6	1	2	い。実態調査では児者合わせて数百人	
			もの方が「発達障害」にチェックを入	
1		1	れているにもかかわらず、なぜ発達障	
			害者の現状を示さなかったのか。	

_				
7	1	2	発達障害者の状況等については、実態調査の障害種別で発達障害にチェックを入れた人の結果だけ抽出することにより可能になる。発達障害者の状況もきちんと示さないと、障害ならではの実態がわからないのでは? 児者合わせて数百人もの方が「発達障害」にチェックを入れている。今からでも抽出してグラフ化し、掲載することは可能なはず。	ご意見として承ります。
8	1	2	p26 に「品川区精神保健福祉地域連絡会」「品川区難病対策地域協議会」の記載がある。①庁内に発達障害児者の支援連絡会は(協議会)は存在するのか、しないのか。②存在するなら本表にも記載すべきでは。③発達障害はどこの保健センターの管轄なのか。	①、②必要に応じて、関係所管と連携しております。 ③各保健センターで担当しております。
9	1	2	p21 の「医療的ケア児について」は、 医療的ケアの必要な児童(18 歳未満) のみの現状。①医療的ケア者の現状も 加えるべきでは。②大人の医療的ケア の必要な方の人数把握はできているの か。	高齢者では医療的ケアを受けている方も 多く、正確な人数を把握することは困難 です。
10	1	2	p21 では医療的ケア児数について 30 人とあるが、児童対象の実態調査(問10)では医療的ケアが必要との回答が54 人となっている。その差は何か。	計画の30人は在宅レスパイト事業者や 障害児通所支援を利用者している人数 で、区が状況を把握している人数となり ます。医療的ケア児はこれら事業やサー ビスを利用していない場合もあるため、 人数差が生じたと考えられます。
11	1	2	p46 では、医ケア児関係の困りごとが 多い結果となっている。これに対して 具体的にどう対処していく考えか。	医療的ケア児コーディネーターの育成配置、関係機関との情報共有、利用者への 相談先の周知などに努めてまいります。
12	1	2	p29 の「避難行動要支援者への個別避難計画」について。「令和3年度44件、令和4年度403件」作成とある。 ①具体的にどのような障害の方が作成対象なのか。 ②現状で何割作成済なのか。	①品川区地域防災計画に定められた避難 行動要支援者が対象となっており、障害 のある方は、「身体障害者手帳所持者のう ち1~3級に該当する者」「愛の手帳所持 者のうち1~2度に該当する者」「精神障 害者保健福祉手帳所持者のうち1~2級 に該当する者で避難誘導に支援が必要と 区が判断する者」となっております。 ②令和3年度44件、令和4年度403件に 加えて、令和5年度直近で80件作成済み です。
13	1	2	p29 の在宅人工呼吸器使用者への自家発電装置給付について。 ①これまで何件支給したのか。②対象者はどのようにして把握しているのか。③告知はどのようにしているのか。	①令和5年12月現在6件給付決定しています。 ②③災害時個別支援計画作成者を対象としているため同計画作成時に案内をしております。
14	1	2	p29 に「品川区・区内三消防署合同水 防訓練・避難施設開設訓練に聴覚障害 のある人と視覚障害のある人が参加し	聴覚障害のある人と視覚障害のある人が 参加する訓練として実施しました。

	1		十二十二十二 加热场自休 塘地の	
			ました」とある。知的や身体、精神の	
			方々に対しては、区からどのような声	
			がけを行ったのか。	->+
			p32の「権利擁護体制の構築」につい	ご意見として承ります。
			て。品川には福祉オンブズマンがな	
			い。大田区では毎年件数のみならず具	
15	1	2	体的な対応事例までホームページで公	
10	'	_	開している。本来なら計画で実施すべ	
			き内容。品川区ではなぜ福祉オンブズ	
			マンを実施しないのか。それについて	
			の見解は。	
			p32 の「しながわ見守りホットライ	①虐待案件は、品川区虐待防止ネットワ
			ン」に寄せられた虐待情報は、通報件	一ク推進協議会の所掌となります。
			数等が不明でブラックボックス状態。	②個別案件の記載は計画外となります。
			①相談・通報内容を「品川区障害者差	
			別解消支援地域協議会」で共有しない	
16	1	2	のはなぜか。②新宿区の素案には通報	
		_	件数が掲載されているが、品川区は	
			「迅速に対応しました」のみの記載。	
			何件の通報があり、それぞれどのよう	
			に対処したのか具体的に示す必要があ	
			ると思うが、それについての見解は。	
			p33 の「障害者差別解消推進本部」	東敦巴什陪宝老佐笠推准課 東部
17	1	2		事務局は障害者施策推進課、人事課、人
			は、庁内のどこの課にあるのか。	権啓発課がしています。 合和に欠策は、歴史における諸学環境の
			p32 に今年度「超短時間就労促進事業	令和5年度は、区内における就労環境の
			を開始した」との記載があるが、区ホ	分析を行うとともに、地域自立支援協議
			一ムページを調べても出てこない。①	会の就労支援部会と連携して、モデル実
			どの法人がどのようにして行っている	施した事例についてシンポジウムで報告
18	1	2	のか。②どのように告知しているの	しました。令和6年度は、働きたい方と
			か。③現時点で利用者は何人登録して	企業等とのマッチングに向けて取り組み
			いるのか。④実際に提供できていない	を進めてまいります。
			のであれば「開始見込み」と記載する	
			べきではないかと思うが、それについ	
			ての見解は。	
			p39 の「相談時の困りごと」で児者と	区ホームページ等により、相談場所の周
19	1	2	もに「どこに問い合わせたらよいかわ	知に努めます。
19	'		からない」が最も多いのは深刻。これ	
			にどう対処していく考えか。	
			p44 の「サービス利用の際の困りご	区ホームページや「障害者福祉のしおり」
			と」でも児者ともに「サービスに関す	等により、各種情報の分かりやすい周知
			る情報が少ない」が前回同様トップ。	に努めます。
20	1	2	従来と変わらないやり方では周知に限	
			度がある。今後どのようにサービス情	
			報等の周知をしていくのか、具体的	
			アンケート調査結果について。今回か	今回調査から回答率を高めるため、ウェ
			らウェブ回答も取り入れたのに回答率	ブ回答を導入しましたが、残念ながら回
			が低い。①理由は何であると分析した	答率は向上しませんでした。「設問が多
21	1	2	か。②今後どう改善する考えか。	日十は円工しませんとした。・設円がターい」「時間がかかる」とのご意見もあり、
- '	'	_	~ ° © KC WG O 7 / N ° °	設問数と回答率はトレードオフの関係に
				故り
				めりより。促りて、固合率を入幅に工弁 させるには設問数を抑える必要があると
				Ccのには欧回数で抑んる必安かめると

				考えています。
			中能囲木のマンケー しけ 性に声楽式	
			実態調査のアンケートは、特に事業所の民族変化が、	アンケート調査への回答は、事業者の任
22	1	2	の回答率が低い。①電話によるリマイ	意であり、電話でのリマインドは行って
			ンドなどを実施したのか。②今後どう	おりません。次回調査までに検討いたし
			改善する考えか。	ます。
			p25 の中期のふたつめの〇に「令和元	令和5年度現在も継続実施しておりま
			(2019) 年度 、相談支援事業所の整備	す。
23	1	2	を促進するため、補助制度を創設し、	
			民間事業所の誘致を図りました」とあ	
			るが、この補助事業は1年間のみだっ	
			たのか。	
			p25 の中期のふたつめの〇に「令和元	民間事業所の誘致件数を追加しました。
			(2019) 年度 、相談支援事業所の整備	
			を促進するため、補助制度を創設し、	
24	1	2	民間事業所の誘致を図りました」とあ	
			る。これにより民間事業所が何件増え	
			たかの記載が必要では。それに対する	
			区の見解は。	
			p25 の最終行に品川福祉カレッジにお	令和5年度の実施回数(見込み)を追加
			ける相談支援専門員の研修回数が掲載	しました。
25	1	2	されている。①令和5年度は0回なの	
			か。②実施されたのであれば現状の開	
			催回数か、見込み回数を記載する必要	
			があると思うが、区の見解は。	D0 0 1 10 11 16 7 1 1 1 1 1 1 1
26	1	2	p10 の 1 段落目の「増減しており」は	P9 のとおり修正いたしました。
			「推移しており」とすべきと思うが。	DO 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			p10 の 2 段落目の「65 歳以上の高齢人	P9 のとおり修正いたしました。
			口は増加を続けており、令和3	
			(2021) 年度には8万2,057人と最も	
			多くなっていますが、令和 4 (2022)	
			年度からはゆるやかに減少傾向にあり	
27	1	2	ます」は、結局増加なのか減少なのか	
			がわかりにくい。「65歳以上の高齢人	
			口は令和 3 (2021) 年度の 8 万 2, 057	
			人をピークに増加を続けていました	
			が、令和4(2022)年度からはゆるや	
			かに減少傾向にあります」としてはど	
			うか。	
			p11 の図表 2-2 の※印の表内注で「精 神障害車」となっているが「精神障害	精神障害者に修正しました。
28	1	2		
			者」の間違いではないか。訂正してい たぢきたい	
			ただきたい。 p21 の図表 2-16 と図表 2-17 の※印の	
			注で「障害児支援等の利用者」とある が、「障害児支援サービス等の利用者」	ました。
29	1	2	か、「障害児叉援サービス寺の利用省」 のことか。p22 には「障害児支援サー	
			ビス」とある。同じものをさしている たら実記は統一してほしい	
		Ì	なら表記は統一してほしい。	
			nクタ の図実 ク_クタ の※印の注え 蛭神 巻	「特神陪宝老の利用目の」に修正しまし
			p23 の図表 2-22 の※印の注で「精神障害の利用目み」とあるが、「特神障害者	「精神障害者の利用見込」に修正しまし た
30	1	2	害の利用見込」とあるが、「精神障害者	「精神障害者の利用見込」に修正しまし た。
30	1	2		

		l	04のなくしゅの「②旧寺短知さに甘	「陈宝児士福共 じっこにまつと休 」
			p24 のタイトルの「②児童福祉法に基	「障害児支援サービス」に表記を統一し
			づく主な障害児支援」だが、p22 の	ました。
31	1	2	「①障害福祉サービス」の表記に合わ	
"	'	_	せて「②児童福祉法に基づく主な障害	
			児支援サービス」とすべきではない	
			か。表記はそろえていただきたい。	
			p25 の中期のひとつめの〇に「開設ま	「開設しました」に修正しました。
00	4		した」とあるが、「開設しました」の間	
32	1	2	違いではないか。修正していただきた	
			l',	
			p27 の後期のふたつめの〇に「区立出	P26 のとおり修正いたしました。
			石つばさの家の実施設計が完了し、解	
			体工事に着手しました」とあるが、知	
33	1	2	らない人がこれを読めば「設計して解	
00	'	_	体したのか」と怪訝に思うはず。「既存	
			建物の解体工事に着手しました」とし	
			ていただきたい。 p28 の前期のよっつめの○に「発達支	 P27 のとおり修正いたしました。
				FZ I 切このッ廖正いにしました。
			援ガイドブック」とあるが、正しくは	
34	1	2	「子ども発達支援ガイドブック」。さら	
			に言えば「品川区子ども発達支援ガイ	
			ドブック」。略さずに書いていただきた	
			[\frac{1}{2}]	
			p28 の中期のみっつめの〇に「利用者	P27のとおり修正いたしました。
			負担額の無償化しました」とあるが、	
35	1	2	正しくは「利用者負担額を無償化しま	
			した」ではないか。訂正していただき	
			たい。	
			p30「施策の柱 5」の中期・後期のふた	①②移動支援従業者研修は、指定管理業
			つめの○の移動支援従事者養成研修に	務として社会福祉法人品川総合福祉セン
			ついて。①これは委託なのか。②委託	ターが運営しています。
36	1	2	であればどこの法人に委託しているの	③品川区立心身障害者福祉会館におい
30	1		か。③年に何回実施したのか。④正し	て、社会福祉法人品川総合福祉センター
			くは「移動支援従業者養成研修」では	により年1回実施しております。令和6
			ないか。	年度から年2回実施の予定です。④移動
				支援従業者養成研修に修正しました。
			p37-38の【在宅障害者調査】のグラフ	P35-36 のとおり修正いたしました。
			で、「n=1, 713」とあるが、628の間違	
			いではないか。実態調査報告書の詳細	
37	1	2	版の p28 では同じ棒グラフで n=628 に	
			なっており、報告書が正しいはず。修	
			正していただきたい。	
			p37 の最終行の「~との回答はありま	P36 のとおり修正いたしました。
38	1	2	せんでした」は、「~の回答はありませ	1 0 0 0 1 0 0 1 pp
00	'	_	一とんどした」は、「一の固合はありよと」 しんでした」ではないか。	
			かとした」 とはないが。 p40 の本文上から 2 行目の「週 3 回以	 P39 のとおり修正いたしました。
				1 0g のこのッ廖正いたしました。
39	1	2	上』は『週3回以上』の誤りではない	
			か。一重カッコを二重カッコに直して いただきたい	
			いただきたい。	
40	_		p47 で「令和元 (2019) 年度調査と比	P46 のとおり、本文に「避難所で他の人と
40	1	2	較すると、在宅障害者では、「避難所で	一緒に過ごすのが難しい」を追加しまし
			必要な支援が受けられるか不安」以外	た。

			の田リデレの花りはいギャナロゲリナ	
			の困りごとの項目はいずれも回答比率	
			が下がっており」とあるが、「避難所で	
			他の人と一緒に過ごすのが難しい」も	
			前回調査より回答比率が上がってい	
			る。本文と棒グラフのどちらが正しい	
			のか。確認して修正していただきた	
			U,	
			データでは精神障害者手帳取得者が倍	精神疾患のある方への対応については、
			増しているとのことですが、区として	手帳の取得の有無に関わらず、医療・保
			は具体的にどのような対応を考えてい	健・福祉についての連携を強化し支援し
			らっしゃるのでしょうか。	ていきます。在宅の精神障害のある方に
			第3部第1章2 (P. 79) で精神病院か	ついての支援は、日常的に個別支援の中
41	1	2	らの退院後の地域包括ケアシステムの	で、医療・保健・福祉が連携して行ってい
	·	_	構築については記載されていますが、	ます。
			精神障害者手帳取得者全員が入院して	
			いるわけではないと思います。	
			これだけ精神障害者手帳取得者が急増	
			している中で、医療から福祉への連携	
			はうまく行っているのでしょうか。	
			p36 から掲載されているアンケート調	一ご意見として承ります。
			査結果について。各表の下の解説本文	
			には、「〇〇が最も多い」など、表を見	
			ればわかることしか書かれていない。	
42	1	2	見ればわかることに留まらず、分析を	
			載せていただきたい。これは詳細版に	
			ついても同じ。今後は他区の優れた実	
			態調査結果を参考にしていただきた	
			U.	
			p53 の実態調査結果では、将来「地域	一ご指摘のとおり、行動援護や重度訪問介
			で一人暮らしをしたい」という障害児	護も地域生活に欠かせないサービスのた
40	_	•	の回答割合が、前回調査の2倍近くに	め人材確保・人材育成に努めてまいりま
43	1	2	増えている。それに対応するために	す。
			は、行動援護と重度訪問介護の安定提	
			供が必要になるのではないかと思われ	
			るが、区の考え方は。	
			p36 からの実態調査の結果には、サー	障害福祉計画等の基礎調査結果は 273 ペ
			ビスの利用意向をたずねる設問が掲載	一ジに及ぶため、紙面の都合上で抜粋し
	4	_	されていない。①このあとの見込量算	て掲載しており、サービス利用意向の部
44	1	2	定に必須なので、加えるべきではない	分を意図的に外したわけではありませ
			か。②今期の計画には記載されている	ん。なお、基礎調査結果は区ホームペー
			のに、なぜ次期計画素案にはあえて載	ジに全文掲載しております。
			せなかったのか。区の見解は。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			p36 からの実態調査の結果に、サービ	障害福祉計画等の基礎調査結果は 273 ページに及ぶため、 郷末の郷久して世界
			スの利用意向をたずねる設問とその結果を提供しないのは、今後2年間の日	一ジに及ぶため、紙面の都合上で抜粋し
			果を掲載しないのは、今後3年間の見	て掲載しており、サービス利用意向の部
			込量を押さえる都合上隠したかったの	分を意図的に外したわけではありませ
45	1	2	ではないかと勘繰ってしまう。意図的	ん。なお、基礎調査結果は区ホームペー
			でないなら、サービスの利用意向をた	ジに全文掲載しております。
			ずねる設問と回答を、今期の計画と同	
			様に次期計画に掲載していただきた	
			い。区の考え方は。	
1				

46	1	2	アンケートによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいによいに	計画の各項目に、人材育成についての成果目標等を盛り込んでおります。
47	1	2	p50 下のグラフは【障害児調査】ではなく【施設入所者】ではないか。確認していただきたい。	施設入所者に修正しました。
48	1	2	生活介護の利用者数が減少している理由を明示してください。	生活介護利用者数は令和3年度490人、令和4年度502人、令和5年度494人とほぼ横ばいで推移しています。この理由はコロナ禍の影響により、通所系サービスの利用が低調であったことが原因と考えられます。今後、障害者の高齢化・重度化により生活介護利用者は、P93のサービス見込量のとおり増加を見込んでいます。
49	1	2	共同生活援助ですが、この期間に、令和3年度の4か所は精神対象、令和4年度は1か所(定員5人)の男性知的対象の施設以外、精神対象(一部発達障害0K)のグループホームが定員50人分開設されました。ところが、精神障害者の利用者数は増えていません。空いているということなのか、その理由を説明してください。	区立以外の共同生活援助の利用は他自治体の方も利用できるため、グループホームの定員増=区内利用者の増加となるわけではありません。なお、共同生活援助を利用する多くの精神障害者は、就労しているため、就労先に近い地域を選択される傾向があります。
50	1	2	令和3年度に4か所、令和4年度に3 か所にグループホーム新規開設と記載 されていますが、対象の障害種別、性 別を記載してください。令和3年度の 4か所は精神対象、令和4年度は1か 所(定員5人)の男性の知的対象の施 設以外、精神対象(一部発達障害0K) のグループホームで、現在まで、女性 の知的障害者を対象とするグループホ	・P25 では、地域生活支援体制の整備に関する主な経緯を記載しております。障害者グループホームにおける障害種別や性別などの個別情報については、各事業者の運営によるところであり、アパートタイプのグループホームについては男女比を事前に決めていないグループホームもございます。 ・また、令和6年4月に開設する障害者

		ı		
			一ムは1か所も新設されていません。	グループホーム「出石つばさの家」では、
			ジェンダー平等ではないと思います。	知的障害の女性専用ユニットも設けるほ
			ちなみに、西大井つばさの家は男女と	か、今後開設する障害者グループホーム
			も募集はしましたが、同一ユニットの	の運営事業者に対し、障害種別や性別へ
			ため、男性のみしか入居できない(事	の配慮を求めてまいります。
			業者の説明)ということで、女性入居	
			者はゼロ、デイズ大井町も男性のみと	
			いうことで断られました。また、精神	
			障害対象のGHは、介護が必要な知的	
			障害者は受け入れ不可だと言われまし	
			た。	
			避難行動要支援者に個別避難計画を作	サービスを利用されている方は、担当の
51	1	2	成したとのことですが、そのような計	相談支援専門員から、サービスを利用さ
31	1		画は提示されていません。対象者に説	れていない方は直接区から、個別にご案
			明会を開催したのでしょうか。	内しております。
			チャレンジ塾ですが、どこかで広報を	令和4年度から開設しました「チャレン
			しているのでしょうか。実施している	ジ塾」ですが、知的障害の方を対象に重
			ことを知りませんでした。できれば、	度の方の受講も可能としております。
			広報紙やパンフレットなどで知らせて	令和5年度は、6月1日から開催しまし
52	1	2	ください。平日の昼間に実施ですが、	たので、区の広報(5月1日号)で周知
			通所している場合、休暇を取らなけれ	し、ちらしを文化センターや地域センタ
			ばなりません。どのような人を対象に	一に配布しました。
			しているのか、教えてください。	
			このアンケートですが、経費が掛かっ	アンケート調査の設問については、他自
			ている割に、質問が恣意的です(最初	治体のアンケート調査も参考に、生活全
			から質問が決まっているなど)。本当に	般について多様な設問を心がけるととも
			必要なニーズは、このようなアンケー	に設問以外のご意見・ご要望もいただけ
			トでは難しく、当事者だけでなく、介	るように自由記述欄を設けました。
53	1	2	護者も含め意見交換の場が必要かと思	障害者団体ヒアリングでの職員同席につ
	•	_	います。団体ヒアリングは、職員も同	いては、今後、検討いたします。
			席しないと、コンサルだけでは、何を	
			聞いても回答できないので、ただの記	
			録係になっています。次回からは、や	
			り方を変えてください。	
			「障害のある人が希望する生活や生き	│ │利用者ニーズすべてを十分満たすことが
			「降音のめる人が布呈するエカでエピ 方を自ら選択」と書いていますが、選	できていないサービスがあることは認識
			刀を白ら唇が」と言いていよりが、唇 択肢がありません。例えば、障害者通	しております。P57の基本方針に沿って、
			所施設、希望するところに、10年間	今後も障害福祉サービスの充実に努めて
			移ることができません。グループホー	するも障害憧憬が これの元美に劣めて まいります。
			ムにも、10年間待機状態です。品川	
			囚にも、「し年間特優状恩です。品川 区は施設整備が進んでいないので、卒	
			後の方の選択肢はますます狭くなり、	
54	2	2	後の万の選択版はよりより伏くなり、 あきらめて、転居する方もいると聞い	
			めさらめて、転店する力もいると聞い ています。「誰も取りこぼさない」は、	
			こいまり。「誰も取りこほさない」は、 言葉だけで、重度や医療ケアの必要な	
			言葉だけで、重度や医療グアの必要な 障害者は取りこぼされてばかりです。	
			もっと計画的に施設の改築、整備を進	
			めてください。また、プログラム内容 + 生き活動 トロボー ケがら 一年 + 宝	
			も生産活動と記載しながら、一度も実	
			施されていません。	田女は利田可能です。 ナナ 陸中に攻ぎ
55	2	3	以前は1歳半健診等で発達の指摘をさ	現在は利用可能です。また、障害児通所
			れた後は保健センターから児童発達支	支援事業所につきましては、お子様に合

			援つかるというです。 を紹達するというです。 を紹達するのに、 を発生したが、 を発生したが、 を発生したが、 を発生したが、 を発生したが、 を発生したが、 のででするが、 ででするが、 を発生したが、 のででするが、 を発生したが、 のででするが、 ででは、 をとととととなるをできますが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	う事業所かの確認を含め、見学されることをお勧めしていますので、基本的には申請前に通所される事業所をお決めいただいております。事業所情報についてはホームページにも掲載しておりますが、障害者支援課でもご案内はしております。 職員がそのような発言をしたのであれば、大変申し訳ございません。区民に寄り添った対応を心がけるよう徹底してまいります。
56	2	3	はいれるとはいれるとは、 はいれるとは、 はない。 また、障害福祉課に「異動してきたるからない」、という担当者もいらったがいり、という担当者もいらないがあれたない。 で害福祉課を利用する区民は保育園のようにと思います。 で害者ではない利用をではない利用なの立場に立め利用なの立場に立め利用なの立場に立ってが多いではないではないではないではないではないではないではないではないではないではな	
57	2	3	国門な人事共動を布呈します。 具体的にどのようなものを目指しているのでしょうか。(地域学校との交流など?) 特別支援学校の生徒数は増える一方ですが、区立の特別支援学級数はほとんど増設されずされたとしても遠方等で通うことが現実的ではないケースが多いです。 いきなりインクルーシブとするのではなく、まずは区内小学校全校へ特別害 援学級を設置することで就学時に関連を選択できる環境整備を求めます。	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、連続性のある「多様な学びの場」を用意してまいります。また、交流及び共同学習では、特別支援学級と通常学級との交流や特別支援学校と地域の学校との交流など実施しています。 新たな特別支援学級の設置については、就学人口の推移や学校の施設状況を鑑みながら今後も検討してまいります。
58	2	3	すまいるスクールなどにおいてもインクルージョンの推進に取り組む、とありますが、特別支援学校の生徒に対する受け入れ体制は整っているのでしょうか。 以前は特別対応はしない、受け入れられないというケースも多々あったと思	すまいるスクールの利用においては、特別支援学校に在籍する児童の受け入れも行っております。 利用希望に対しては、合理的配慮の提供の観点や各すまいるスクールの利用児童の人数や状況をふまえて加配を含め対応について判断しております。

	1	ı		
			いますが、その点については改善されているのでしょうか。 加配の配置等も想定されているのでしょうか。	
59	2	3	p59~62では各「施策の方向性」が、3 つの基本指針のどれに対応するのかが わからない。p72を見て初めてどの基 本指針の下にあるのかが見て取れる流 れ。p59~62にも、各「施策の方向 性」がどの基本指針に含まれるのかを 記載していただきたい。p57下に「3つ の基本指針」それぞれの丸囲みタイト ルがあるので、p59~62の各「施策の 方向性」の右側に該当のものをロゴ的 に掲載してはどうか。	ご意見として承ります。
60	2	3		個別事例については回答いたしかねます。 す。
61	2	3		個別事例については回答いたしかねます。 す。
62	2	3	社会のあらゆる場面において、合理的配慮を求めていく必要があるとしていますが、小中学校での統合教育をどのように考えているのでしょうか。特に、普通学級を選択する場合の合理的配慮がありません。障害者権利条約については、P.3で、触れていますが、昨年だされた勧告について、特に教育(24条)についての51.52の事項についてどう考えているのか説明してください。	同じ場で共に学ぶことを追求するととも に、個別の教育的ニーズのある児童生徒 に対して、通常の学級、通級による指導、 特別支援学級、特別支援学校といった、 連続性のある「多様な学びの場」を用意 してまいります。 通常学級における支援としては、現在、 安全確保や身辺介助のための介助員を配 置しております。
63	2	3	「インクル」は、どの 「インクルーシブ広場べル」は、どの ようなサービスを提供し、どのよせ 人。医療ケアのある子どもを地いのが 遠い場で、地域のしょうなが、このが をではないでし、どののがでいたがのようがよったのがでいたがでのでででででででいたが、このがでいたが、はないがでいたが、といいではなが、はいりにはないで、はいったが選ばれたのははいったが選ばれたのははないでははない。などではない。などではないでははないでははないではない。 福祉の専門性はないではどの 療的ケア児等コーディネーターはどの	「医療的ケア児等が遊びを楽しみながら 多様な人と関わることができる場の提 供」「医療的ケア児等の家族が困りごとを 相談できる場の提供」を中心とした事業 で、令和5年度の利用者数は1,177人(12 月末現在)です。NPO法人フローレンスに つきましては、令和2年度に公募を実施 しプロポーザルにて選定されました。医 療的ケア児等コーディネーターにつきま しては2名が在籍しています。

			ような資格を持ち、フローレンスには	
			ような真俗を持ち、フローレンスには 何人いるのでしょうか。	
			開入いるのとしょうか。 第4章と第3章の関係が不明です。	│ │第3章は施策の方向性として国の障害者
			第4章は、第3章の海珠が行めてす。	基本計画で示していることを網羅的に言
			第4草は、第3草の爬泉が同性がら、 重要な施策を選択したのでしょうか?	基本計画で示していることを桐稚的に言 及しています。
			重要な心味を透析したのでしょうが: なぜ、その施策が重要なのか、説明が	及じているす。 第4章はアンケート調査結果を参考にし
64	2	3	など、この心味が重要なのが、説明が	て、P57に記載する基本理念を実現するた
04	_	٦	イトクピ゚゚゚ (゚゚゚゚゚) うちの家族は、差別や偏見を受けたこ	め、特に重点的に取り組むべき施策とし
			とはないのですが、どのような時にそ	の、特に重点的に取り組むべき心衆とし て記載いたしました。
			一う感じたのかは、把握できたのでしょ	│ ^{と記載いたしました。} │ したがって、第3章と第4章は、直接的
			うか。	つながりはありません。
			065 「(2) 重症心身障害・医療的ケアに	ご意見として承ります。
			対応した障害福祉サービス」の枠内	ことがことであります。
			は、18歳以上の在宅の方 1,713人の	
			結果であり、医療的ケアの必要な人の	
			ニーズを示していない。重度・医ケア	
			の方の支援についての部分で、一般の	
			障害者のニーズを例に出されても参考	
			にならない。ここは「重症心身障害・	
			医療的ケアに対応した障害福祉サービ	
65	2	4	ス」の部分なので、「重症心身障害・医	
			療的ケア」の方の調査結果だけを抽出	
			した数字を示す必要がある。18歳以上	
			の在宅の方対象の実態調査の問 12-1	
			で、医療的ケアを受けている方は401	
			名となっている。そこからの抽出と、	
			重度の肢体不自由と知的障害の重複し	
			た方を抽出して、その方たちのニーズ	
			をここの枠内に記すべきでは。	
			p64 の「医療的ケア児等支援関係機関	①、②ともに検討中です。
			連絡会」で意見が出ていたが、①在宅	
66	2	4	レスパイトの登校への利用は可能にな	
00		4	らないのか。②委員からも指摘があっ	
			たが、連絡会の委員に「医ケア児を育	
			てている親」はいつ加わるのか。	
			18 歳以上の在宅の方対象の実態調査	雇用関係に起因する困り事が多いため、
			(問 22-1) で、「仕事をする上での困	ハローワーク等の関係機関と連携を図り
67	2	4	りごと」が3年前の前回調査に比べて	対応していきます。
			各項目で増加していた。これについて	
			今後どう改善していくか具体的に。	
			p66の「重点的に取り組むべき施策3」	全ての施策・取組に共通することである
			に記載のある「区ホームページやパン	ため、文中への記載としました。
68	2	4	フレット等の更新による情報発信・情	
			報提供」が「主な施策・取組」に見当	
			たらない。なぜ加えないのか。	F
69	2	4	p64 の枠内の「児者」は単語としてわ	「障害のある人、障害のある子ども」に
<u> </u>			かりにくい。	修正しました。
			p67 の枠内の「利用したいサービスが	「ゆるやかに改善している結果」に修正
			利用できない」が前回調査 25.4%で、	しました。
70	2	4	今回調査が 24.3%。1.1%しか減って	
			いないのに「前回調査より改善してい	
			る結果」と言えるのか。区の見解は。	

	ı			
71	2	4	p68の本文1行目の「親亡き後」について。最近では「親なき後」の表記のほうが一般的。本素案内では「親亡き後」の記載が複数あるが、p116では「親なき後」の表記になっており両方が混在している。「親なき後」で統一していただきたい。	「親なき後」「親亡き後」のいずれも用いられていますが、厚生労働省が「親亡き後」という表現を用いているため、「親亡き後」に統一させていただきます。
72	2	4	p68 の本文下から 5 行目に「障害福祉 サービス事業所連絡会の開催」とあ る。品川区では現状事業所連絡会がほ とんど存在・機能していない。①どこ が呼びかけて開催するのか。②どのサ ービスでの連絡会開催を想定している のか。③いつまでに始めるのか。④す でに始まっているのであればどのサ ビスで、どのくらいの頻度で開催して いるのか。それぞれ区の見解は。	事業所連絡会は、連絡事項等の情報共有 のため、区と品川区立心身障害者福祉会 館や品川区立障害児者総合支援施設が連 携して実施しています。年に2回程度連 絡事項の内容により、関係するサービス 事業者に参加を呼びかけております。他、 グループホーム連絡会や精神連絡会、就 労支援にかかる連絡会等、サービス種別 や障害種別等により、連絡会を実施して います。
73	2	4	p69 の「施設に入所している人 116 名を対象としたアンケート」とあるが、間違い。対象は 277 人で、有効回収数が 116 であった。施設入所者数を少なく示そうとしているようで作為的。単なるミスであるならば「施設に入所している人 227 人を対象としたアンケートの有効回収数は 116 であり、その内訳は本人が 24 人、施設職員など本人以外が 91 人、不明が 1 人でした」と直していただきたい。	P68のとおり、アンケート調査結果の囲み 1段落目を、「施設に入所している 227 人 を対象としたアンケートの有効回収数は 116 人であり、その内訳は、本人が 24 人、 施設職員など本人以外が 91 人、不明が 1 人でした。」に修正しました。
74	2	4	p70 の枠内の 3 段落目に「前回調査と 比較すると、一般就労をしている人の 割合が増加し、福祉的就労の割合は減 少傾向にあります」とあるが、1 段落 目には「福祉的就労をしている」が 2.6%増加しているように書かれてあ り、矛盾が生じている。全体ではなく 「就労している人だけを見ると、一般 就労をしている人の割合が増加し、福 祉的就労の割合は減少傾向にありま す」ということか。わかりにくいので 明確にしていただきたい。	P69のとおり、アンケート調査結果の囲み 3段落目を、「前回調査と比較すると、一 般就労をしている人、福祉的就労をして いる人の割合は共に増加しています。」に 修正しました。
75	2	4	p70 の本文 1 段落目では、障害者の就 労参加増加は法定雇用率の引き上げが 要因のように書かれている。もう少し 書き方に工夫が必要ではないか。区の 見解は。	ご指摘のように法定雇用率以外にも就労参加が増加した要因があるため、P69のとおり、「就労支援の充実等にともない」を追記しました。
76	2	4	p71 の本文最後の段落の「避難場所・ 避難方法等を事前確認や」がわかりに くい。「避難場所・避難方法等の事前確 認や」の誤りではないか。修正してい ただきたい。	「避難場所・避難方法等の事前確認」に 修正しました。
77	2	4	p65 の「生活介護や就労継続支援 B 型 などの日中活動系サービスの拡充に努	生活介護、就労継続支援 B 型の拡充のため、小山台国家公務員宿舎跡地に生活介

			めます」とある。①拡充とは具体的に	護、就労支援継続支援B型を開設する予
			何をさすのか。②拡充のために具体的	定です。
			に何をするのか。区の考え方を示して	
			いただきたい。	
			・p72 の「施策の方向性」で、本文で	・「雇用・就業の支援」に表記を統一し
			は「雇用・就業への支援」が「雇用・	ました。
			就業の支援」になっているなど、本文	・P71 のとおり、施策体系図を修正しま
78	2	4	と異なるものが3カ所ある。どちらか	した。
/6		4	に揃えていただきたい。	
			・p72の基本指針の最後に「~」が入 るのではないか。p57には「~」がつ	
			るのではないが。p5/1こは「~」がり いている。確認してどちらかに揃えて	
			しただる。確認してころろがに揃えていただきたい。	
			p67 の「(2) 障害児通所支援」で、「民	 ①事業者からの利用者ニーズ調査や開設
			po/ の「(2) 障害児週別又援」で、「民 間の児童発達支援・放課後等デイサー	①事業有がらの利用有一一人調査や開設 相談などの機会をとらえて、事業者に開
			間の児童先達文援・放床後等テイリー ビス事業所の誘致に積極的に取り組	竹談などの機会をどられて、事業有に開 設の打診を行っています。また、平素か
			む」とある。①「積極的に」とある	
			び」とめる。①「憤嘘いこ」とめる が、具体的に何をするのか。②補助金	おとの関係構築に努めております。
79	2	4	を出すのか。それとも「一部補助等」	②重症心身障害児等の受け入れを促進す
	-		との記載のないものについては、補助	るため、対象事業所に対して、運営費の
			金は出さないのか。	一部補助を行っています。また、医療ケ
				アを必要とする障害児の療育を行う事業
				所に対して、看護師等の加配分を助成し
				ています。
			p69 の「(2) 施設入所している人の地	①資料編の事業所一覧をご覧ください。
			域移行」で、「地域移行支援、自立生活	②事業者からの利用者ニーズ調査や開設
			援助、地域定着支援などの事業所誘致	相談などの機会をとらえて、事業者に開
			を進めます」とある。地域移行支援・	設の打診を行っています。また、平素か
			地域定着支援について p97 では「施設	ら民間事業者と意見交換等をおこない、
			入所者等の地域移行の要となるサービ	事業者との関係構築に努めております。
80	2	4	ス」と書かれている。①区内に地域移	運営補助は必要に応じて行っています。
			行支援、自立生活援助、地域定着支援	
			の事業所はそれぞれ何カ所あるのか。	
			②事業所誘致のために具体的に何をす	
			るのか。③補助金を出すのか。それと	
			も「一部補助等」との記載のないもの	
			については、補助金は出さないのか。	
			p68 の「(1) 在宅の障害のある人の地	事業所連絡会は、連絡事項等の情報共有
			域生活の継続」で、障害福祉サービス	のため、区と品川区立心身障害者福祉会
			事業所連絡会についての記載がある。	館や品川区立障害児者総合支援施設が連
			大田区等では民間による呼び掛け等も	携して実施しています。年に2回程度、
			あり盛んに行われている。①品川区で 現状実体されているのはどのサービス	連絡事項の内容により、関係するサービ
			│現状実施されているのはどのサービス │での事業所連絡会か。②区が主体とな	ス事業者に参加を呼びかけております。
81	2	4	Cの事業所連絡会か。②区が主体とな って呼びかけているのか。③今後は何	│ 令和 5 年度は、相談や児童に関係する事 │ 業者にお声がけし開催いたしました。今
01	4	4	つく呼びかけているのか。③写復は何 のサービスでの事業所連絡会の新規開	未有にの戸かけし開催いたしました。ラ 後の開催については、テーマを検討する
			のケーこへでの事業所建稲芸の利税開 催を予定しているのか。④どの程度の	後の開催については、ゲーマを検討する とともに、連絡事項の内容によりお声が
			催を了たしているのが。④この程度の 頻度で行うのか。	してもに、壁間事項の内谷によりの戸が けする事業者を決めていきます。他、グ
			- SKIX C 1 7 47 10 0	ループホーム連絡会や精神連絡会、就労
				大援にかかる連絡会等、サービス種別や
				障害種別等により、連絡会を実施してい
				ます。
<u> </u>	1	1		J •• , 0

			「佐乳】正孝士」の圣母だれなこれ	佐訳] 正字士 の圣胡ナエ陸につかわよ
82	2	4	「施設入所者本人の希望がわからない」としていますが、障害がなければ、親と一緒に暮らす、親族のそばの地域で一人暮らしをするといのでもえのことではないのでもないのでもないのでもないないはないはないと言いはないがないると思えがないと言いいると思えばといいのに施設整備を進めてください。	施設入所者本人の希望を正確につかむため、令和4年度、「品川区地域自立支援協議会相談支援部会」で施設入所者への地域生活移行に関するアンケート調査を実施しました。この調査結果に基づき、P111に記載のとおり、施設入所者が地域生活に移行できるようグループホーム整備等による住まいの確保や日中活動系サービス等の充実を図り、地域生活への移行を着実に進めます。
83	2	4	品に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	就労継続支援B型の対象者は、就労移行 支援事業の対象者は、就労移行 支援事業の対象者は、就党に 立て、対の機会等を通じ、される 方であって、就労の機能力が期待 方であるはいます。 また、生活意工夫して取り組んでお創まるとと 業所が割ます。 あわせて、国の就労支援事業所等や役の あわせて各事業所で受験し、周知を図って いるところです。
84	3	1	p79~80の「成果目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「(2)区の成果目標」には本文がない。①成果目標 1、3、4、5、6の「(2)区の成果目標」にはそれぞれ本文があるのに、なぜ成果目標 2 には本文がないのか。②表だけではなく、文章できちんと区の考えを示す必要があるのではないか。	「成果目標2」に追記しました。
85	3	1	p87 の「地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進」については保育所等訪問支援が目標項目になっており、保育所等訪問支援でやるような書き方になっているが、他にはないのか。	インクルージョンは、理念的なものであるため、数値化が難しい項目です。そのため、数値化できる保育所等訪問支援利用者数を成果目標として採用しました。
86	3	1	p88 の基幹相談支援センターについて。①いつまで区が担うつもりか。② 区は現状で障害児相談支援事業所の指定を取っているのか。③区の成果目標が「整理し、強化し、充実を図る」で具体性に欠ける。何をやるのか明記するべきではないかと思うが、それにつ	①地域の相談支援体制の整備・強化のため、区が担う意義があると考えております。 ②令和5年5月末で廃止しております。 ③地域の相談支援体制は、地域自立支援協議会や地域生活支援拠点等と協議・連携して整備・強化していくため、計画に

			いての区の目紹け	仕割載してむりません
			いての区の見解は。	は記載しておりません。
			p82 の「地域生活支援拠点等の運用状	国の「地域生活支援拠点等の機能充実に
			況の検証及び検討」で、「年1回以上~	向けた運用状況の検証及び検討の手引
			運用状況を検証及び検討する」とある	き」に記されたプロセスに基づいて実施
			が、どこの会議体で検証・検討するの	しております。
87	3	1	か。	具体的には、コアメンバー(整備主体で
				ある市町村の担当者や拠点コーディネー
				ター、地域生活支援拠点等に位置付けられている機関の管理者等とでの検討する
				れている機関の管理者等) での検証をし、 地域自立支援協議会による評価を行うこ
				地域日立文族協議会による計画を行うこ ととされております。
			 p89 で、地域自立支援協議会の専門部	地域課題を解決するのに適した専門部会
			会をひとつ増やすとの目標になってい	地域味過を解入するのに過じた等日前会 の新設について検討いたします。
88	3	1	会といこう場ですこの日標になってい る。誰がどのようにして、何の部会を	
			増やすのかを決めるのか。	
			p89の目標項目の表で、専門部会の実	- 回数の考え方につきましては記載の通り
			施回数が現状9回、目標「延」33回と	です。数値の比較がしやすいように、P87
			ある。①目標で「延」が出てきてわか	の成果目標の表の下に注記を追加しまし
			りにくい。p87の「医療的ケア関係機	t
			関の協議の場」の目標は「開催(2	
			回)」とあり、これは年2回を意味して	
			いるはず。「延」というのは3年間の合	
89	3	1	計をさすのか? ②目標の一部のみが	
09	3	1	「延」表記になっていて現状と比較し	
			づらい。検討回数の目標の「4回」は	
			年4回で、実施回数の「延33回」は3	
			年間合計で 33 回ということか。目標を	
			「延」で書くなら現状もふくめてすべ	
			て「延」で書くか、どちらも単年度の	
			みの数字を示すべきではないかと思う	
			が、区の見解は。	<u> </u>
			p73 の「計画の成果目標 4」の「福祉施	就労継続支援・就労移行支援事業所、ハ
90	3	1	設から一般就労への移行」が「主な施	ローワークなどの関係機関を中心に障害
			策・取組」の中に見当たらない。なぜ	福祉サービスとして提供しているため記
			加えないのか。 p90 の「成果目標 7 障害福祉サービス	│載を省きました。 │P88「成果目標7」(2)区の成果目標に本
			P90 00 「成来日標 / 『障害憧値り』とス 等の質を向上させるための取り組みに	「00 成来日保 / 」(2) 区の成来日保に本 文を追加しました。
			係る体制の構築」の「(2) 区の成果目	<u> </u>
			標」には本文がない。①成果目標1、	
			3、4、5、6の「(2) 区の成果目標」	
91	3	1	にはそれぞれ本文があるのに、なぜ成	
			果目標7には本文がないのか。②表だ	
			けではなく、文章できちんと区の考え	
			を示す必要があるのではないかと思う	
			が、区の見解は。	
			p79 の上の枠内の「入院 3 か月後時	「入院後3か月時点、入院後6か月時点」
92	3	1	点、入院後6か月時点」は正しくは	に修正しました。
52		'	「入院後3か月時点、入院後6か月時	
			点」ではないか。	
			p81下の「また、「地域生活支援拠点検	P78 のとおり、修正しました。
93	3	1	討会」での〜取り組みます」の一文が	
			わかりにくい。「検討会で〜取り組みま	

			オーたのか エキレブほしい	
94	3	1	す」なのか。工夫してほしい。 p82のよっつめの枠内で「強度行動障 のある人」になっている。「強度行動障 害のある人」ではないか。修正してい ただきたい。	「強度行動障害のある人」に修正しました。
95	3	1	p87 の表の目標の部分は、「設置済」ではなく「増設」、「配置済」ではなく「増員」ではないのか。	障害福祉計画に係る国の基本指針において、この項目の成果目標は「設置」の有無を記載することになっているため、「設置済」との表現を用いています。
96	3	1	p88 の枠内の「協議会」は「地域自立 支援協議会」か。品川区には他にも協 議会がある。きちんと区別するために も正式名称で示していただきたい。	国の指針にあわせて表記させていただきましたが、分かりにくいため「地域自立 支援協議会」の表記に修正しました。
97	3	1	p90の成果目標の表の「有(延31人)」「有(延100人)」はどちらも3年間の人数なのか。事業所数は「2事業所」は単年度で、「延10事業所」は3年間の合計か。期間が違うと比較できない。どちらも単年度にするか、3年間の計画期間の合計にするかして、そろえていただきたい。	数値の比較がしやすいように、P88の成果 目標の表の下に注記を追加しました。
98	3	1	強度行動障害とは初めからなるものではなく、支援が十分でなかったり、本人のニーズに合っていないこと等により引き起こされる二次障害のため、全体的な障害福祉サービスの充実が必要と考えます。 まずは2年もかけて人数把握や実態把握をするのではなく、早急に把握していただくことをお願いいたします。	P78に記載のとおり、支援体制の検討終了後に整備を行います。
99	3	1	障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する体制とは具体的にどのようなものを構築するつもりなのでしょうか。	国は児童発達支援センターに地域のイン クルージョン推進の中核としての機能を 持たせる方向で検討を進めています。本 区でも児童発達支援センターを中心に関 係機関と連携して地域のインクルージョ ンの推進に取り組んでまいります。
100	3	1	障害福祉課の職員の異動が激しく、 堂々と詳しくない、と相談者に言って いる現状がありますが、この研修は障 害福祉課全員が対象なのでしょうか。 それともそれ以外の課も対象なのでしょうか。 対象者何人に対しての目標数延 100 人 なのでしょうか。(現状は延 31 人との こと。)	障害福祉サービスに係る研修のため、主に障害者支援課職員(約30人)を対象としています。また、研修内容はそれぞれの担当業務や職務経験により異なります。
101	3	1	p90 の「サービスの質の向上」について。①たとえば放課後等デイサービスの質に関して、利用者をテレビ漬けにしていないかどうかなど、区は都度見学するなどして確認しているのか。都に任せっきりなのか。②区内生活介護ではカラオケ・ドライブ・DVD 観賞が	①必要に応じて運営指導しております。 ②利用者の声を踏まえて、区立施設の活動内容の充実を図ってまいります。

			出 / 4 / 1 明 / 上立て毛 ヘルマギュ	
			盛んだと聞く。生産活動・創作活動の	
			有無や頻度などをどのようにして確	
			認・指導しているのか。	
			p90 の「サービスの質の向上」で「第	第三者評価受審以外のサービスの質の向
			三者評価受審の促進」とあるが、どれ	上として、研修・講座等による従業者の
			だけ声掛けしても受けない事業所が多	スキルアップ、事業所連絡会での情報提
102	3	1	い。民間事業所のサービスの質向上の	供など様々な方法があります。
			ため、「第三者評価受審の促進」以外に	
			区として何をするのかが見えてこな	
			い。具体的に。	
			p90 に「障害者自立支援審査支払等シ	審査結果の分析や結果等は過誤請求への
			ステム」の審査結果の分析や結果の活	事業所対応等に活用しています。
103	3	1	用、共有を行ったとあるが、具体的に	
100		•	何を行ったのか。下にスペースが空い	
			ているので、説明を加えていただきた	
			い。	
			強度行動障害のある人のニーズ把握と	サービス利用計画や障害支援区分認定調
			支援体制の整備のところで、「令和8年	査等により個別に把握しております。支
			度までに強度行動障害のある人を確認	援体制の検討について、令和8年度末ま
104	3	1	し」となっていますが、強度行動障害	でを目標として記載しております。
104	"	•	がある人の人数は既に把握されていな	
			かったのでしょうか。サービス利用計	
			画を作成するときに、把握していなか	
			ったのでしょうか。	
			西大井福祉園で就労継続Bから生活介	・P82 では、目標項目と現状に対する目標
			護に多くの利用者が変わりました。こ	値をお示ししたものです。P94 に記載のと
			の理由は、就労継続Bに送迎がないこ	おり、障害者の重度化・高齢化にともな
			とにあります。一部の精神の就労継続	い、今後は送迎を必要とする利用者や就
			Bでは、送迎をしていると聞きます	労継続支援B型から生活介護への移行が
			│し、他区では、就労継続Bでも送迎を	増えていくものと想定しています。生活
			しています。品川区は、辺鄙なところ	介護、就労継続支援B型を同一建物に開
			に就労継続Bがあるために、真っ黒な	設することで、心身状態により同じ環境
105	3	1	夜道を女性一人で帰宅させることは大	のもとでサービス選択することが可能に
			変不安です。区長が大好きなカフェ	なると考えております。
			は、施設内にあるよりも、商店街の空	
			き店舗を利用すれば、人通りが多く、	
			駅に近いため通所しやすいのに、その	
			ような施設は一つもありません。空き	
			店舗を利用することも踏まえ、生活介	
			護から就労継続Bに移行できるような	
			施策も含めてください。	
			基幹相談支援センターの実態が全くわ	直営で運営しているため、ご指摘のとお
			かりません。どの職員が主任相談支援	り職員の異動があり、人数等については
			員ですかと聞いても、返答なし、専門	変動があります。令和5年4月時点では
			の資格を持った方は何人いるかも回答	職員数は10人です。
			なし。他区では、どういう有資格者が	
106	3	1	いて、何時から何時まで、どのような	
			業務を行っているかがわかるパンフレ	
			ットを作成しています。毎年、職員が	
			変わり、どなたに相談すればよいか全	
			くわかりません。	
1				

107	3	1	障害者自立支援審査支払等システムと はどのようなもので、その分析の結果 を説明してください。	受給者情報等を管理し、当該情報を国民 健康保険団体連合会に伝送するシステム です。国民健康保険団体連合会では区か ら伝送された受給者情報と事業者から伝 送された利用情報等を突合して請求処理 を行います。審査結果の分析および共有 により、過誤請求の削減、給付の適正化、 業務の効率化が期待されます。分析の結 果は、随時事業所連絡会等で共有してま いります。
108	3	2	p106の「基幹相談支援センター等機能強化事業」とは具体的に何をするものか。	ではいる。 では、大きないでは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、
109	3	2	p93 の重度訪問介護について。知的障害のみの方にも重度訪問介護が支給決定されれば、施設を出て地域での一人暮らしが可能になるケースもある。品川区ではこれまで知的障害のみの方に	実績はございません。

			*	
			も重度訪問介護を支給決定した実績は	
			あるのか。	東光典については、左左及に十7短別如
			大磯町の素案では、「手話通訳者・要約 筆記者派遣」の年度ごとの事業費が掲	事業費については、毎年発行する福祉部 事務事業概要に記載されていますのでご
110	3	2	革記有派遣] の千度ことの事業負が掲 載されている。品川区でも示していた	事務事業概要に記載されていますのでと 覧ください。
			戦されている。品州区でもかしていた だきたいが、区の見解は。	見くたでい。
			台東区や墨田区、北区の素案では、共	国・都で重度障害者の定義が定まってい
			日来区で墨田区、北区の茶菜では、共 同生活援助の見込利用人数の中に「重	国・郁で重度障害者の定義が足ようでい ないため、未掲載といたしました。
			向土冶援助の先达利用人数の中に「皇 度障害者の利用者数」を別に示してい	はいため、不拘戦といたしよした。
			及降音句の利用句数」を別に示してい る。品川区でも今後高齢化・重度化に	
			対応したグループホームをつくると言	
111	3	2	われているが、現状ではまったく足り	
			ていない。重度の障害があっても地域	
			で自分らしく暮らすために、品川区で	
			も重度障害者の定員数を示す必要があ	
			ると思うが、見解は。	
			保育所等訪問支援について。新宿区の	保育所等訪問支援のサービス見込量に掲
			素案では「障害児通所支援等の地域支	載しております。
			援体制の整備等」の「保育所等訪問支	
			援の利用できる体制の整備」で、令和	
112	3	2	3年度と4年度の登録児童数と訪問延	
			ベ回数を示している。地域におけるイ	
			ンクルージョン推進のため、品川区で	
			も示す必要があると思うが、区の見解	
			は。	
			新宿区の素案では、「サービス必要量見	障害福祉計画の構成は各自治体の裁量で
			込、サービス提供体制確保の方策」	あり、構成や記載方法など各自治体で大
			で、たとえば「児童発達支援」「医療型	きく異なります。
			児童発達支援」「放課後等デイサービ	本編の構成や記載方法については、ご意
			ス」で別項目とし、それぞれに「現状	見として承ります。
			と課題」「サービス提供体制の方策」に	
113	3	2	加え「区内事業所」のリストを載せて	
			いる。品川区だと訪問系サービスすら	
			もまとめて掲載しているので、行動援	
			護が提供できていないことに対する考	
			えやどこの事業所が実施しているのか	
			が見えてこない。記載に工夫が必要で	
			はないかと思うが、区の見解は。	
			行動援護は月 86 時間の提供を見込んで	以前から指定を受けた事業所はあります
			いるが、提供できることを相談支援事	ので、ご利用の可否については事業所の
			業所や区民は把握しているのか。これ まる共 ばれ提供できた実績がないの	との契約となります。
			までサービス提供できた実績がないの	
114	3	2	で、区内相談支援事業所は諦めていて 利田老に提案することもしなければ	
			│利用者に提案することもしなければ、 │利用者も利用できることになったのを	
			利用有も利用できることになったのを 知らない状況ではないかと想像する。	
			知らない仏流ではないかと思縁する。 今後どのようにして周知していくの	
			っ後とのようにして周知していくの か。	
			パ。 p95 の就労選択支援は、まだ始まって	 P92 の「就労選択支援」に「就労選択支援
			いない旨の説明書きが必要ではない	19200 城刃選択又援 12 城刃選択又援 は令和 7 (2025)年 10 月からサービス開
115	3	2	か。	始の予定です。」と説明書きを追加しまし
				た。
				/- 0

			I	
				P93 のサービス実績および見込量の欄外
				に※印で同様に説明書きを追加しまし
				た。
			p96 の就労選択支援の見込量につい	第3回品川区障害福祉計画等策定委員会
			て。①千代田区、新宿区、台東区をは	の開催時点では、就労選択支援の制度詳
			じめ多くの区で見込量を出している。	細を国が示していなかったため、サービ
			品川区ではなぜ見込量が出せないの	ス見込量設定を見送りました。第4回品
			か。②中央区の素案では「本区におい	川区障害福祉計画等策定委員会でお示し
116	3	2	ては、サービスの内容が具体化され次	しました。見込量については、P93 に記載
			第、数値目標を設定します」と記載さ	のとおりです。
			れている。品川区でも理由があって載	
			せられないなら、その理由をきちんと	
			明記すべきでは。それぞれ区の見解	
			は。	
			p106 の「排泄管理支援用具」の令和 5	支出済みの実績をもとに計上したためと
117	3	2	年度の実績が4~8月の累計値にしても	推測されます。令和5年12月現在では
' ' '	3		多年度に比べて少なすぎる。年度後半	3,366件であり支給実人数も減少してお
			や年度末に多いのか。要因は何か。	りません。
			p108 の「障害者救急代理通報システ	利用実戸数で表記しています。
118	3	2	ム」の令和5年度の実績が4~8月の累	
110	3		計値にしては多年度に比べて多く、倍	
			増の勢い。要因は何か。	
			p108 の下の枠内の「社会生活の支える	「障害のある人の日常生活や社会生活を
119	3	2	ため」は「社会生活を支えるため」で	支えるため」に修正しました。
			はないか。修正していただきたい。	
			p96に「就労継続支援 B 型は定員割れ	就労支援事業所のサービス内容について
			の事業所もあり、現時点でのサービス	は、事業所と協議しながら、本人のニー
			確保はできています」とあるが、実際	ズにより適した内容となるよう、工夫し
			に自分の子どもが通いたいと思うB型	てまいります。
120	3	2	事業所や、また親が通わせたいと思う	
120			B型事業所も現在の品川区には一カ所	
			もない。支援の内容や作業に魅力がな	
			いなど、ニーズに合っていない可能性	
			は考えないのか。区の考え方を示して	
			いただきたい。	
			p96に就労継続支援B型について「今	①送迎のある就労継続支援B型事業所は
			後、障害者の重度化・高齢化にともな	区内に民間事業所が1か所あります。
			い送迎を必要とする利用者が増える可	②小山台国家公務員宿舎跡地に送迎のあ
			能性があり、利用者ニーズの動向を注	る就労継続支援B型事業所を開設しま
121	3	2	視していきます」とある。①現状で送	す。その後については、障害者の高齢化・
121			迎を行っているB型事業所は区内に何	重度化による利用者ニーズの変化等を注
			カ所あるのか。②それは民立か区立	視して対応していきます。
			か。③3 年かけて利用者ニーズの同行	
			を注視するだけなのか。区の考え方を	
			示していただきたい。	
			利用日数 23 日/月だとすると 1 日あた	利用時間数の変更については、航路変更
			りの利用時間は1時間足らずかと思い	に限らず、支援の必要度合いの変化など
400	3	2	ます。	個々の状況によるため、一概に航路変更
122	ა	_		
122	ა		羽田空港の新飛行経路により騒音で外	によるものだけではございません。
122	ა	۷	羽田空港の新飛行経路により騒音で外 出がままならなくなっていらっしゃる 方も多いことと思いますが、利用時間	によるものたけではこさいません。

			を航路変更前から増やしていらっしゃ	
			るのでしょうか。	
123	3	2	移動支援 国連勧告7,8項では、移動支援についても言及していますが、障害児を抱える保護者にとって、移動支援は頭の痛い問題です。せっかく良い療育施設を見つけても、移動支援が得られず、利用を断念することが少なくありません。障害があるから、シングルペアレントであるから、教育の機会が奪われるのは、差別にあたります。	移動支援の見込み量確保のための方策に 記載のとおり、移動支援従事者養成研修 等を開催し、ヘルパー育成に取り組んで いきます。
124	3	2	今田では、、ののでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、、のでは、	サービスス・
125	3	2	p99 に「区は、相談支援事業所に対する運営費助成を実施し、事業所数の増加に務めた」とある。①現在は運営費	①継続しています。 ②必要に応じて補助を継続します。 ③障害者相談支援専門員については、今

			施の見通しは。③指定特定・障害児ともに相談支援事業所数は充足したとい	考えていく必要があります。
			う考えか。 p99 に「相談支援事業所に対して、相	記載のとおり、増員依頼となります。
126	3	2	談支援専門員の増員を働きかけてい く」、p102に「障害児相談支援事業所 に対して、相談支援専門員の増員を働 きかけていく」とあるが、あくまでお 願いベースであり、区からの助成等は 行わないのか。	
127	3	2	p99 の計画相談支援について。区内では精神障害者を対象とする相談支援事業所がかつての「たいむ」1 カ所から複数事業所に増えたが、サービス利用希望者も増えたため、受給者証発行が遅れていると聞いた。①この状況を障害者支援課・施策推進課は把握しているのか。②この問題についてはどのように対応していく考えか。	①受給者証発行に必要な書類の提出が遅れている場合は、受給者証発行に時間を要します。 ②必要書類が揃い次第、速やかに発行しています。
128	3	2	居宅介護、同行援護、 重度訪問介護、同行援護、生 重度障害者等包括支援、生 活介護、重度障害者等包括支援、生 練)、就労移行支援、就労継続支援、 型・B型)、短期入所(福祉型・医動 型・B型)、短期入所(福祉型・医動 型・B型)、短期入所のサービスと移動が で、一が、で、の見込量がなりの見込量がなりの見込量がない。 で、ったくするで変動がない。 で、ったくの増加がないで、 は、1利用ので変数がないが、 は、2の実所がないが、 は、3年間には、3年間がははいる。 でで、が、3年間には、3年間には、4年でのには、 は、6年でのには、3年でのには、3年でのには、4年でのには、 でのに、5年でのに、 でのには、5年でのに、 でのに、5年でのに、 でのに、5年でのに、 でのに、5年でのに、 でのに、5年でのに、 でが、5年でのに、 でのに、5年でのに、 5年でのに、	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を 勘案するため、直近3期と直近5期の一 人当たり平均利用時間数を算出したもの を対比して、サービス見込量が多います。 自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量 の上限値を示すものではなく、あくました 過去のサービス実績等に基づき推計した ものです。実際の個別支援ではニーズに 合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が 見込量を大幅に上回る場合もございま す。
129	3	2	p94 の居宅介護の実績はコロナ禍にありながら令和3年度に一人当たり月間18.5時間、令和4年度に一人当たり月間18.6時間まで増えたが、令和6~8年度の見込量はおしなべて一人当たり月間18時間。なぜ一人当たりの利用時間がコロナ禍当時よりも減ると見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を 勘案するため、直近3期と直近5期の一 人当たり平均利用時間数を算出したもの を対比して、サービス見込量が多い方を 自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量 の上限値を示すものではなく、実際の個 別支援ではニーズに合わせて必要なサー ビス量を支給するため、サービス利用状 況によっては実績が見込量を大幅に上回 る場合もございます。
130	3	2	p94 の重度訪問介護の見込量につい て。新宿区では一人当たり月 420 時間 超なのに対し、品川区は3年間おしな べて153時間で、他自治体の2分の1	サービス見込量は、各種手帳所持者数、 サービス利用実績等の基礎データに基づ き、幾何平均を用いて算出した自然体推 計をもとに、アンケート調査における利

			程度。最近では訴訟事例がニュースに もなっている。品川区はいつも「必要 な方にはお出ししている」と説明する が、見込量が他区に比べてこれだけ少 なくなるのには品川独自の要因がある はず。理由は何か。	用者ニーズ等を踏まえ修正を加えて、設定しています。 統計的に見込量を算出しているため、個別の要因についてはわかりかねます。
131	3	2	p94の同行援護の見込量も3年間おしなべて一人当たり月23時間。コロナ禍の令和4~5年度実績よりも、なぜ一人当たりの利用時間が減ると見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を 勘案するため、直近5期と直近3期内、 世間であり平均利用時間数の内、 サービス見込量が多い方を自然体推計と して採用しています。 はサービス見込量はサービス利利 によるでする実績等に基づき推計では ものです。実際の個別支援では二にに 合わせて必要なサービス量を支給する が見います。 はなづき推計では ものです。実際の個別支援ではこれに ものでする場合もございま は、サービス利用状況によっ は、サービス利用状況によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービス相対によっ は、サービスも は、サービスは は、サービスも は、サービスは は、カービスは は、カービスと も、カービスと は、カービスと も も も も も も も も も も も も も も も も も も も
132	3	2	p96の生活介護の見込量も、令和3~5年度実績よりも少ない数字を見込んでいるのはなぜか。なぜコロナ禍の当時よりも利用が低調になると見込んでいるのか。	直近5期と直近3期で算出した一人当たり平均利用者数の内、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用するように、修正しまでき統計学的手法で算出しているため、一時的に減少する場合に基づき統計学のする場合に表が、令和6~8年度のサービス見しますが、令和6~8年度のサービス見込量はおおおおなってはおおいます。また、傾信を示すものではなく、サービス利用量の上限値によってはなく、サービス利用量のではなく、サービス利用量のではなく、サービス利用量のではなく、サービス利用量のではなく、サービス利用量のではなく、サービス利用といる場が見込量を大幅に上回る場合にさいます。
133	3	2	p96の自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、短期入所(福祉型・医療型)の今後3年間の一人当たりの見込量も、押しなべて令和5年度実績より少ない。なぜ今後は利用が低調になると見込んでいるのか。	直近5期と直近3期で算出した一人当たり平均利用者数の内、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量の上限値を示すものではなく、あくまで過去のサービス実績等に基づき推計したものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
134	3	2	11 月の計画策定委員会で課長が「すべて増加を見込んでいる」と言っていたが、一人当たりの利用量で見ると、ほぼすべてのサービスで過去3年間の実績よりも見込量が減っている。利用人数増に対応するだけの考えかと思う。一人当たりの利用量が増えないと見込む理由は何か。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を 勘案するため、直近3期と直近5期の一 人当たり平均利用時間数を算出したもの を対比して、サービス見込量が多い方を 自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量 の上限値を示すものではなく、あくまで 過去のサービス実績等に基づき推計した

		l		よのです 中欧の伊川ナゼではっ ブロ
				ものです。実際の個別支援ではニーズに合わせて必要なサービス量を支給するため、サービス利用状況によっては実績が見込量を大幅に上回る場合もございます。
135	3	2	多くのサービスで「事業所誘致」、また施策の方向性では「障害福祉サービス等の充実」「障害のある人の自立と社会参加の促進」と言っているわりには、各サービスの一人当たりの見込量を過去3年間よりも少なく見積もっているのは整合性に欠けるのではないか。区の考え方を示していただきたい。	各サービスの一人当たりの見込量は、を含め、複を含め、複直近5期のの見込量は移一でスの一人当れて変更を含め、複直近5期の見込量は移一で表別を含め、担当なりでは多期を算出したがまりでは、サービス見してはないまではない。またりでは、まれて、して、はないではないが、はないではないが、できないがいが、できないができないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないが、できないがいが、できないがいができないがいが、できないがいができないがいが、できないがいができないがいが、できないができないがいができないがいができないがいがいができないがいができないがいがいがいがいができないがいいがいがいがいがいがいがいがいがいいいがいがいいいいがいがいいいがいがいが
136	3	2	p92 の枠内に「サービス見込量の設定について」が書かれている。この間コロナで利用控えやヘルパーの勤務控えがあり、利用が低調になった時期があった。①それについてはどう捉え、どう数字を調整したのか。②近年まれに見る異例の事態であったので、コロナ禍による数字の変化についても記載していただきたい。	①各サービスの一人当たりの見込量は、コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を勘案するため、直近3期と直近5期の一人当たり平均利用時間数を算出したものを対比して、サービス見込量が多い方を自然体推計として採用しています。 ②ご意見として承ります。
137	3	2	p93 の行動援護について。品川区ではこれまで行動援護がサービス提供できていない。在宅の障害者対象実態調査(問 37)では、行動援護の「今後利用したい」が 10.7%となっていた。行動援護は区立のぐるっぽが指定を取っていた。行動援護は区立のぐるっぽが指定を取っているはず。①なぜサービス提供ができる見込みか。③これまでまったは、いきなり月 86 時間とよいのか。と見込んでいるということは、サービス提供開始できる目いか。とは、サービス提供開始できる目、各相談支援事業所には伝達済みか。	①行動援護事業者は区内3事業所が事業所指定を受けていますが、人員体制等により利用者へのサービス提供ができておりません。強度行動障害がある人の外出支援等については移動支援(介護あり)で対応しております。②現時点ではサービス提供開始の見通しはたっておりません。 ③区内の行動援護事業所を利用する可能性があるため、見込量に記載しています。 ④サービス提供事業所ついては、東京都障害者サービス情報のホームページに公開されています。
138	3	2	p106の移動支援事業の見込量について。令和6~8年度は一人当たり月12時間の見込みで、令和3年度実績の月17.5時間に比べて大幅に少ない。当時はコロナ禍だったのに、なぜ一人当たりの利用が当時よりも少ないまま続くと見込んでいるのか。	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を 勘案するため、直近3期と直近5期の一 人当たり平均利用時間数を算出したもの を対比して、サービス見込量が多い方を 自然体推計として採用しています。 なお、サービス見込量はサービス利用量 の上限値を示すものではなく、あくまで 過去のサービス実績等に基づき推計した ものです。実際の個別支援ではニーズに

				人も ロマツ亜 カサー じっ 見 ナナ外ナフォ
				合わせて必要なサービス量を支給するた
				め、サービス利用状況によっては実績が
				見込量を大幅に上回る場合もございま ±
			 p106 の地域活動支援センターについ	す。 ①②見込み量については、統計上、設定
			て。設置数は3カ所のまま変わらず	①②兄込の重に りいては、杭訂工、設定 しています。
			て。設直数は3カ州のよよ変わら9 で、年間利用者数が令和3∼4年度より	こといるす。 ③地域活動支援センターでは、指定管理
			も少なく見積もられている。かつ年間	者が区民ニーズに沿った新たな内容を提
			利用者数の見込みは3年間据え置き。	付か区式二 スに石った新たな内谷を提 供する等、これまで以上に幅広い区民の
			① p 107 に「利用促進を図る」とある	方にご利用いただいています。
139	3	2	が、なぜコロナ禍の令和3年度よりも	7312243/13072/20120135
			利用は減ると見込んでいるのか。②以	
			前よりも少ない利用しか見込めないの	
			はなぜか。③活動内容や支援の質が落	
			ちたか、ニーズに合っていないのでは	
			ないか。区の考え方は。	
			p108の日中一時支援事業について。年	受け入れは可能と考えています。
			間利用者数が 8,078 人まで増えると見	2,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
140	3	2	込んでいるということは、現状でまだ	
			定員に相当の空きがあるのか。それと	
			も事業所数が増える見込みなのか。	
			p86 などに障害児支援の充実とある	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を
			が、素案では放課後等デイサービスの	勘案するため、直近3期と直近5期の一
			令和6~8年度の見込量が一人当たり月	人当たり平均利用日数を算出したものを
			6日で変動なし。令和3年度の実績	対比して、サービス見込量が多い方を自
			6.04日よりも減っており、コロナ禍だ	然体推計として採用しています。
			った令和4年度実績5.62日、令和5年	なお、サービス見込量はサービス利用量
141	3	2	度の実績 5.74 日に比べてもほとんど増	の上限値を示すものではなく、あくまで
			えていない。千代田区や新宿区、足立	過去のサービス実績等に基づき推計した
			区などの他自治体では月 12 日以上の見	ものです。実際の個別支援ではニーズに
			込みだが、品川はその半分以下。品川	合わせて必要なサービス量を支給するた
			区は安定提供するつもりがあるのか。	め、サービス利用状況によっては実績が
				見込量を大幅に上回る場合もございま
				す。
			p67 のアンケート調査結果では、「放課	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を
			後等デイサービスでは『もっと利用し	勘案するため、直近3期と直近5期の一
			│たい』、『今後利用したい』との回答が │4 割を超え、児童発達支援は『もっと	人当たり平均利用日数を算出したものを 対比して、サービス見込量が多い方を自
			4 割を超え、児童先達又援は『もつと 利用したい』、『今後利用したい』との	対応して、サービス見込重が多い方を自 然体推計として採用しています。
			何用したい。『っぱ利用したい』との 回答も2割近いなど、障害児通所支援	│
			サービスの需要が依然として高いこと	の上限値を示すものではなく、あくまで
142	3	2	が分かります」と書かれており、本素	一過去のサービス実績等に基づき推計した
			案でも「事業所の誘致に積極的に取り	ものです。実際の個別支援ではニーズに
			組む」の一文があるのに、令和6~8年	合わせて必要なサービス量を支給するた
			度の見込量はコロナ禍だった令和3年	め、サービス利用状況によっては実績が
			度の実績に比べてむしろ減っている。	見込量を大幅に上回る場合もございま
			計画として整合性がないのではない	す。
			か。区の考え方は。	
			第2期障害児福祉計画では、令和3~5	サービス見込量はサービス利用量の上限
143	3	2	年度の放課後等デイサービスの一人当	値を示すものではなく、あくまで過去の
140	J		たりの月間利用見込量をそれぞれ7日、	サービス実績等に基づき推計したもので
			8日、9日としていた。令和3~5年度の	す。見込量の算定に当たっては、コロナ

			実績は6日前後だったが、それは予想外	禍の影響を含め、複数年の推移を勘案す
			美顔はり日前後たったが、それはア芯外 のコロナ禍に加え、空きがなく利用が頭	何の影音を含め、複数年の推移を翻案9 るため、直近3期と直近5期の一人当た
			打ちになっているため。児童対象の実態	り平均利用日数を算出したものを対比し
			調査(問29)では放課後等デイサービス	て、サービス見込量が多い方を自然体推
			の「もっと使いたい」が 19.7%と大変多	計として採用しています。
			く、それは「ひと月当たりの日数を増や	利用者ニーズに応えるため、引き続き事
			したい」という意味での訴え。利用でき	業所誘致に積極的に取り組みます。
			る人を増やすのももちろん必要だが、	大
			「もっと使いたい」というニーズに、こ	
			の見込量でどう応えていくのか。区の考	
			えは。	
			p123の「施策の柱 4」でも、「放課後等	コロナ禍の影響を含め、複数年の推移を
			デイサービスを中心にサービスを十分	勘案するため、直近3期と直近5期の一
			利用できないとの声があがっていま	人当たり平均利用日数を算出したものを
			す」との記載がある。児童対象の実態	対比して、サービス見込量が多い方を自
			調査 (問 33) でも、「重要だと思う取	然体推計として採用しています。
			り組み」の中で「子どもの成長を支え	なお、サービス見込量はサービス利用量
144	3	2	る療育や、家族を支えるサービスがあ	の上限値を示すものではなく、あくまで
			ること」の選択肢がトップで8割を超	過去のサービス実績等に基づき推計した
			えている。この見込量では、一人当た	ものです。実際の個別支援ではニーズに
			りの利用日数は3年間変化なしになっ	合わせて必要なサービス量を支給するた
			ているが、ニーズに応えて一人が利用	め、サービス利用状況によっては実績が
			できる日数を増やそうという思いはな	見込量を大幅に上回る場合もございま
			いのか。区の考えは。	す。
			p102の障害児相談支援について。東京	①②認めております。
			都福祉保健局の資料によると、令和2	③個々の事例において相談対応しており
			年3月末時点での品川区の障害児相談	ます。
			支援のセルフプラン率は0%。①品川	
145	3	2	区ではセルフプランを認めていないの	
			か。②セルフプランという選択肢を認	
			めないのは違法ではないか。③セルフ	
			プランでも構わないのであれば、周知	
			をすべき。どう周知しているのか。	
			p102 の障害児相談支援について。品川	障害児相談支援について、品川区の達成
			区では長らく障害児の計画相談が行わ	率は 100%です。
			れてこなかった経緯があった。ここ数	
146	3	2	年でようやく開始され、令和2年3月	
110	ŭ	_	時点での品川区の達成率は 42.1%と都	
			の資料に書かれている。障害児の計画	
			相談は、現時点で必要な方の何割程度	
			まで作成が済んでいるのか。	+ 4k + + P00 / -= +h - - -
			重度障害者等包括支援とは何でしょう	事業内容 P90 に記載のとおりです。重度
			か?どのようなサービスが受けられる	障害者等包括支援は事業所指定の従業員
147	3	2	か教えてください。見込みが1人にな	要件が厳しく、サービス提供事業所は、
			っていますが、1人しか対象はいない	都内で港区に1事業所しかありません。
			 のでしょうか? 	区を越えてサービス利用の可能性もある
			サービュ星の地位にかはてしまいです。	ため見込量を1人に設定しました。
			サービス量の確保に努めると書いてい ますが、どのように確保するのかの記	第3部の第2章サービス見込量および確 保の方策に記載しております。
148	3	2	まりか、とのように確保りるのかの記 載がありません。現在の事業所数と提	│休の万束に記載してありまり。 │また、サービス見込量は国の基本指針に │
140	J		戦がありません。現任の事業所数と提 供可能サービス量の記載がありませ	また、サービス見込重は国の基本指針に 沿って記載しております。
			│ 供可能り一と入量の記載がありませ │ ん。必要な見込み量を充足することが	/ロ ノ (心戦 () (の) よ) 。
			心。必安は兄込の里で兀疋りることか	

				T
			できるのか、全施設のサービス量(定員、ヘルパー数など)、不足分をどう充足させるのか、事業所を増やす必要があるのか、施設を整備する必要があるのか、わかるように記載してください。	
149	3	2	へルパー不足について、解決策として、研修の実施を挙げていますが、当会の会員は複数人研修を受けています。定員はいつもいっぱいですが、へるには一事業所では若いため、施設なだけの給料がもらえないため、施設などへ就職されるようです。特に都市部では、他に仕事があるので、賃金の裏い仕事に流れていきます。研修も重ですが、ヘルパーさんの単価を上げてください。	ご指摘のとおり、都市部を中心に全国的にヘルパー人材の確保が難しくなっています。現在、令和6年度報酬改定に向け、社会保障審議会障害者部会などでヘルパー報酬に関して検討しているところであると認識しています。また、区独自のさらなる支援策により介護・障害福祉職員の人材確保・定着に努めます。
150	3	2	サービスの見込み量が少ないと思います。過去のサービスの利用実績に基づいて見込み量を算定しているとしていますが、現時点で支給量の100%を利用できない人は多くいます。特に、短期入所、移動支援、同行援護、行動援護など。利用率は、サービス事業者によります。そこを把握がいないことによります。そこを把握がいないことによります。そこを把握した上で、対策をたてください。支に対する利用率を示してください。また、行動援護の事業所はどこですか。	①サービス見込量は過去のサービス利用量をもとに幾何平均を用いて算出しています。本計画では、コロナ禍の影響によるサービス利用量の変動を考慮して、直近3期と直近5期の2パターンでサービス見込量を算出し、サービス見込量が多い方を採用しています。 ②支給量に対する利用率の統計はとっていません。 ③行動援護は3事業所あります。
151	3	2	見山記聞記 見山記聞記 見山記聞記 明はっも記りのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・重ないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないで、大きないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないではないのではないの

	l			
			田区の職員に話を聞くなどし、迅速な	ではないとの認識ですので、利用者ニー
			改築ができるノウハウを得て、品川区	ズや受注可能な作業および提供できるサ
			もスピーディーな改築を進めてくださ	ービス等について検討いたします。
			()°	
			現在、短期入所施設は緊急時でも利用	
			できない状態にありますが、出石 GH 以	
			外に整備する予定はないのでしょう	
			か?民間の GH では、短期入所を実施し	
			ないのでしょうか?国も加算をして推	
			進していますよ。	
			就労継続Bは定員割れがあるのに、小	
			山台住宅跡地もカフェなどの就労継続	
			Bを20人分整備するようですが、矛	
			盾していませんか?カフェの作業をし	
			たい障害者ばかりでないという事実は	
			認識していないのでしょうか?カフェ	
			は商店街の空き店舗をぜひ利用して開	
			所してください。	
			グループホームができても、男性のみ	・区では、障害者グループホーム開設を
			グルーフボームができても、男性のみ であったり、重度は対象でない、障害	・区では、障害有グルーグホーム開設を 希望する事業者の相談、整備費の助成を
			種別が異なるなど、女性の GH は整備さ	行っております。引き続き、ニーズ等の
			れていません。なぜ、女性が入居でき	把握に努め、事業者との情報共有を図り
			るグループホームを整備しなかったの	ながら、整備を進めてまいります。
			か、理由を聞かせて下さい。男性のほ	・区有地を民間事業者に貸与し、障害者
			うがニーズがあるからだとすると、女	グループホームを整備する場合の整備・
			性用が整備されない限り、女性はいつ	運営事業者の公募に際しては、区の実情
			まで待っても入居できません。他区で	に基づいた応募要件等の設定に努めてま
152	3	2	は、男性女性ともに整備をし、支援区	いります。
102	0		分4から6の障害者(以下「重度障害	
			者」という)のみを対象としたグルー	
			プホームをかなりの数を整備していま	
			す。区立で、支援区分なしであれば、	
			民間のグループホームに入居は可能で	
			す。事業者意向ばかり聞かずに、二一	
			ズを踏まえた重度の障害者グループホ	
			一ムを整備するよう、区有地を無償で	
			貸すときに重度対象を条件にしてくだ	
			さい。	
			小山7丁目のGHはいつ開所なのか	 小山七丁目障害者グループホームは、令
			も、記載してください。公募条件が、	和7年度開設予定であり、P114やP116で
			30年の期限付きで、30年後に除却	は記載しております。P95では紙面の都合
			し、利用者の行先を事業者に義務付け	上割愛しておりますので、ご理解いただ
			ていると聞いています。この理由を規	古前変しておりよりので、こ程所がたた きますようお願いいたします。
			則で決まっているからとしています	こよりよりお願いいたしより。 また、貸付条件にかかるご意見について
			前で戻ようでいるからとしていより が、区立で、支援区分なしであれば、	は、今後公募を行う際の参考とさせてい
153	3	2	が、区立で、文法区がなしでめれば、 民間のグループホームに入居は可能で	は、っ仮公券を1] り除の参考とさせてい ただきます。
			氏间のグルーフボームに入居は可能で す。事業者意向ばかり聞かずに、ニー	たたさます。 なお、土地の貸付期間については、事業
			ズを踏まえた重度の障害者グループホ	者の経済的負担を考慮し、使用貸借契約
			一ムを整備するよう、区有地を無償で	による30年間の無償貸付としています。 恝約期間漢マ味につきましては、恝約更
			貸すときに重度対象を条件にしてくだ	契約期間満了時につきましては、契約更
			さい。	新も含め、その時点での区全体の行政需
			品川区公有財産管理規則で30年に規	要等を踏まえて検討してまいります。

	l		ウナムアルフト原ルチョムでダムして	
			定されていると厚生委員会で答弁して	
			いましたが、「建物の所有を目的とし、	
			借地借家法第22条に規定する定期借地	
			権を設定して、土地およびその土地の	
			定着物を貸し付ける場合は、50年」と	
			記載されています。事業者が建物を所	
			有するので、50年ではないのでしょ	
			うか。また、なぜ、30年で除却させ	
			るのでしょうか。これでは、手を挙げ	
			る事業者をなくすだけです。どういう	
			理由で、説明会後に応募しなかったの	
			かのフォローをして、参入してもらえ	
			るように募集要項を再考すべきです。	
			そうでないと、今後も区外事業者はも	
			とより、区内事業者も手を挙げること	
			しょう、区内事業省も子を手げること はなくなると思います。	
			はなくはると心いより。 また、仮に30年と定めるとしても、	
			更新は可能です。さらに、期間満了時	
			に、当該事業者に土地を譲渡する譲渡	
			特約付きにすることも可能です。営利	
			目的で使用するのではないのですか	
			ら、特約付きも認めることができると	
			思います。30年後に品川区はこの土地	
			を何に使用するつもりなのかも説明し	
			てください。	
			施設入所支援ですが、区内には、かも	ご意見として承ります。
			め園とかがやき園しかありません。し	
			かも、かがやき園は、4人部屋がいま	
			だに残っているなど、現在の基準に適	
454			合していません。世田谷区のように、	
154	3	2	通過型の入所施設を整備してくださ	
			い。3年間、グループホーム入居の準	
			備ができます。多くの方が待機し、利	
			用した後、グループホームでの生活を	
			開始しています。	
			開始しているす。 障害当事者の意見を十分に取り入れて	 ①個別の相談支援の事例を通じて明ら
			障害ヨ争年の息兄を干ガに取り入れて いただきたい。特に、発達障害につい	①個別の相談又援の事例を通じて明ら かになった地域の課題を共有し、その課
			いたださだい。特に、先達障害につい ては、障害者団体、7団体の中に入っ	
				題を踏まえて、地域のサービス基盤の整
			ていないと言うこともあり、親の意見 * 含めてしいに火恵者みが実体の意見	備を着実に進めていく役割として、地域
			も含めて十分に当事者及び家族の意見	自立支援協議会がございます。個別の相
			をどこまで区政に反映できているの	談支援でのニーズを区政に反映できるよ
			か、甚だ疑問を感じています。	う、地域自立支援協議会等の場を活用し
			成人期以降の支援が不足しているよ	ていきます。
155	3	3	うに思います。発達障害当事者が、自	②令和4年度から、愛の手帳をお持ちの
			由に活動できる場、文化・芸術・スポ	知的障害の方を対象に重度の方でも受講
			一ツを楽しむ場がありません。生涯学	が可能な「チャレンジ塾」を開設してい
			習の場もありません。そのようなもの	ます。普段活動が困難な方の参加を想定
			が必要であるとの認識も、ないように	しており、今年度は7名の申し込みがあ
			感じております。自立支援・就労支	りました。令和6年度も引き続き開設を
			援・定着支援を支えるものが必要であ	予定しております。
			るとの認識を持っていただきたく、よ	③区では、発達障害の方も参加できるス
			一ろしくお願いします。	ポーツ事業として、区立体育館で障害者
	l			

				スポーツフリー利用や水泳および軽スポ
				一ツの障害者教室を定期的に開催すると
				ともに、障害のある方もない方も楽しめ
				るユニバーサルスポーツフェスタを年2
				回、その他障害者の方を対象としたラン
				ニング教室やフライングディスク教室を
				開催し、発達障害の方にも実際にご参加 いただいております。これらの事業は、
				参加者相互の交流・親睦が図られる場に
				もなりますので、発達障害の方の自立支
				援の一助になると認識しています。今後
				は、障害者の特性に柔軟に対応し、より
				多くの方が参加可能な場の提供について 検討してまいります。
			 心身障害者福祉会館の建て替えについ	ご提案については、今後の代替用地検討
			て、考えうる用地を提案しますので、ご検	の際の参考とさせていただきます。
			討の上、計画に反映させてください。この	
			周囲の区有地といえば、①りぼんです。送	
			迎車がとめれないとしていますが、近くに	
			駐車場を借り、そこから、送迎時にのみ、	
			リボン前に停車すればよいのです。②旗	
			の台文化センター+保育園+児童センタ	
			一のところですが、車が入りにくいです	
			が、ここもバリアフリー化ができていない	
			から、改築は喫緊の課題です。ここに合築	
			することはどうでしょうか。③旗の台シル	
			バーセンターです。老朽化していますか	
			ら、壊して、複合施設にするのも可能で	
156	3	3	す。④源氏前保育園+図書館です。ここ	
130	3	٥	も、EV なしの老朽化施設です。複合化し	
			て、EV 設置すれば、多様な世代が交流で	
			きます。ここからは、なかなかまとまった広	
			さの区有地は、見つかりません。区は、公	
			有財産台帳をシステム管理しているので	
			 すから、検索して適地を教えてください。	
			次に、準公共用地として、⑤城南信用金	
			庫(中原街道に面している)低未利用で、	
			平屋建ての車庫があるので、ここ利用させ	
			てもらえればと思います。CSRに前向きで	
			すし。⑥荏原郵便局(⑤の近くの中原街道	
			うし。①任原郵使局(②の近への中原国道 沿い)、ここも低利用なので、合築できれ	
			ば、かなり広く使えます。郵便局は、経営	
			厳しいですから、売却もあるかも。1 階を	
			郵便局として、上階を障害施設、とっても	

			T	
			よいですね。⑦昭和大学、ここも校舎が老	
			朽化し、建て替えを考えていると聞いてい	
			ます。重度対象の障害者施設を合築して	
			もらえれば、鬼に金棒です。⑧荏原西保	
			育園+その隣の空き家。駅からは少し遠	
			いですが、合築して、複合化すれば、公共	
			施設が少ないので、地域に喜ばれます	
			ね。隣のサミットで、障害者の仕事をシェ	
			アしてもらえれば、CSR にもなります。	
			 以上、どのような見解でどう判断したか、	
			 ご回答よろしくお願いします。	
			障害者グループホームのうち、小山7	小山七丁目障害者グループホームの貸付
			丁目のGH等の民設民営について、区	期間については、事業者の経済的負担を
			有地を30年間貸し付け、30年後に	考慮し、使用貸借契約による30年間の無
			│は建物を除却するよう求めています │が、これについて、厚生委員会で所管	償貸付としています。一般定期借地権は 50 年間の貸付が可能ですが、土地の貸付
			が、これについて、厚土安貞会で所旨 課長が「まず、品川区公有財産管理規	費用は原則有償となります。事業者の経
			則というものがございまして、こちら	済的負担を伴うことから、区としては使
			に土地およびその土地の定着物を貸し	用貸借による無償貸付が望ましいと考え
			付ける場合は30年と規定されており	ております。使用貸借による貸付の場合、
			ます。区の公有財産管理規則に基づ き、最大の貸付期間としております」	区の公有財産管理規則第28条第1項第5 号に該当するため、貸付期間の上限は30
			と答弁していました。当該規則を見る	ちに該当するため、負的期间の工版は 30 年となります。
			と、「建物の所有を目的とし、借地借家	
			法第 22 条に規定する定期借地権を設定	
			して、土地およびその土地の定着物	
			(建物を除く。)を貸し付ける場合は、 50年」となっています。また、世田谷	
			区で同様の区有地を貸し付ける場合、	
			この50年を用いています。品川区	
157	3	3	は、戸越の GH についても、民設民営で	
			30年の貸付期間にすると答弁してい	
			たかと思いますが、なぜ、30年にな るのか、説明してください。事業者に	
			とって、建物の整備を自前でやって、	
			たった30年で壊して土地を返す、そ	
			の時の利用者は責任もって行き場を探	
			すという条件がつけられれば、手を挙	
			げる事業者はないでしょう。なぜ、こ のような事業提案をするのか、品川区	
			のような事業従来をするのが、品川区 の思惑をお聞かせください。さらに、	
			20数年たって、空き室が出ても、そ	
			の人の行き場を探さないといけないな	
			らと、空き室のままにすることも考え	
			られ、質が下がることも推測されま す。品川区は、なぜ、30年に限定し	
			す。品州区は、など、30年に限定し た貸付を行うのか、規則をどう解釈し	
			たのかも踏まえて、計画に注釈として	
			記載してください。	

	1		,	
158	3	3	第3章「施策の柱1 相談支援の充実」の「主な施策・取組」に載っている「重層的支援体制整備事業」(p112)とは何か。ここにしか出てこないので内容がわからない。p110 やp113、p115の下などが空いているので、コラム等で具体的に示してはどうか。	資料編の用語解説 P160 に掲載しました。
159	3	3	難病患者支援の記載が少ない。具体的な「施策・取組の内容」としては p115 の一つしかない。少なすぎないか。	難病患者は障害者サービスの利用が可能です。指定難病は338疾病、障害者総合支援法の対象となる難病は366疾患(令和6年4月より369疾患)あり、疾病ごとに必要とする支援が異なるため、難病全体の施策・取組としての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしての記載はしているというます。
160	3	3	p120に「医療的ケアを必要とする障害者の受け入れ等支援の充実を図ります」とあるが、具体的にどの施設で、もしくはどの障害福祉サービスで受け入れるのか。生活介護なのかグループホームなのか。具体的に示さないと意味がない。	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」で 受入できるよう、対応を検討中です。
161	3	3	p105 に「医療的ケアが必要な児童・生徒の入学については、主に就学相談を通し、本人の健康状態、ケアの種類、方法等を保護者、主治医、入学する学校等と相談しながら進め、看護師を配置しています」とある。医療的ケア児の保護者に対する区立学校への付き添いは、今も求めておらず、今後も原則求めないという理解でよいか。	保護者に付添いの協力を得ることについては、医療安全を確保する観点から、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を引き継ぐ場合などが考えられます。協力を求める際には、丁寧に説明してまいります。
162	3	3	p115「保健・ ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・ に ・	医療的ケア児コーディネーターには、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援を調整する役割があり、当然、医療ソーシャルワーカー等と連携して対応する必要があります。また、ご指摘の内容は実務的な内容であるため、計画への記載はそぐわないと考えます。

163	3	3	p111 にヤングケアラーについての記載があるが「検討していきます」にとどまっている。今後数年間にわたる計画なので、検討のみのとどまらず、実施まで持って行く必要があるのでは。	直接的支援については、令和6年度から 実施する予定がありますので、ご意見を いただいたとおり P109 の記載を修正さ せていただきました。
164	3	3	区はヤングケアラーの実態調査を行ったはず。人数等を把握したのであれば、その結果をここに記載できるのでは。	実態調査で把握した人数については、現在集計・分析を進めており、区ホームページにて公表させていただきます。
165	3	3	p121 の精神障害者の地域移行について。①地域自立支援協議会で委員からたびたび要望が出ていた、長期入院中の精神障害者に対する地域移行の意向調査はいつどのように行なうのか。保健所と調整中との話だったが、今後の展開は。②記載が5行のみで大変少ない。新宿区の素案ではこの内容に2ページを割いているが。	①令和5年度後半に意向調査を実施しており、今後地域移行を促進するための課題抽出および支援について検討してまいります。 ②0 ご意見として承ります。
166	3	3	p126に「避難行動要支援者への個別避難計画作成」とあるが、①誰が作成するのか。相談支援専門員か。②相談支援専門員が作成するなら、サービス利用のない障害者の分は誰が作成するのか。③いつまでに必要となる方全員の分が作成される見込みなのか。④「取り組む」のみでなく、こういったところまで具体的に書く必要があるのではないか。それについての見解は。	作成方法については、国および東京都の 取組指針に基づいて実施しています。作 成は主に担当の相談支援専門員が行い、 サービス未利用者は本人作成ですが、支 援が必要な方には地域拠点相談支援セン ターが支援しております。計画は障害者 施策全体の方向性やサービスの方策等を 記載するものと認識しています。
167	3	3	p127 の人工呼吸器等医療機器の電源の必要な方について。①現状で災害時にどこへ避難して電源を取ることになっているのか。②区は人工呼吸器使用者等が電源を取れる避難場所を、現状で区内に何カ所設置できる見込みなのか。	お一人お一人の状況や事情を考慮する必要があり、個別支援計画作成時に支援方法や避難方法について考えてまいります。
168	3	3	p127 の災害時の支援について「人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等について、支援方法や避難方法を防災関係機関と連携して検討を進めます」とあるが、今後3年間で検討のみを行うのか。実際に能登でも大規模な地震が起きている。何年たっても検討の域を出ない印象。検討ではなくきちんと体制整備までもっていくことは品川区にはできないのか。それについての見解は。	お一人お一人の状況や事情を考慮する必要があり、個別支援計画作成時に支援方法や避難方法について考えてまいります。
169	3	3	p134 の「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」について。①委員名簿と議事録は公開されているのか。②委員構成は。③委員には障害者団体の代表等は入っているのか。	①取扱注意の情報を含むため、委員名簿 や議事録の公開はしておりません。 ②協議会は、行政、福祉や保健医療の関 係団体、警察署、その他町会自治会、民 生・児童委員、人権擁護委員等で構成さ れています。詳細は区ホームページに掲

		l		井の「日川区長往吐しさ…」ローク推進
				載の「品川区虐待防止ネットワーク推進 協議会設置運営要綱」をご覧ください。
				③品川区障害者七団体協議会会長が委員
				として参加しています。
			 p129に「品川区職員障害者活躍推進計	令和5年6月1日時点での区全体の障害
			画に基づき、障害者雇用や定着の体制	者雇用率は 2.43%です。法定雇用率は
			整備を推進します」とある。①前回3	2.60%であり下回っている状況ではあり
			年前のパブリックコメントの回答では	ますが、障害者を対象とする特別区職員
			「令和2年6月1日時点での区全体の	採用選考においては毎年採用を実施して
			障害者雇用率は 2.29%です。法定雇用	おり、令和5年度途中においても障害の
170	3	3	率を下回っている状況ですので、達成	ある方を新たに採用するなど、達成に向
			に向けて努めてまいります」とあっ	けて積極的に取り組んでいます。
			た。品川区の現在の法定雇用率は。現	
			時点で達成できているのか。②もし依	
			然達成できていないのであれば、計画	
			への記載が必要ではないかと思うが、	
			それについての見解は。	
			p129 に「令和 4 (2022) 年度に庁内に	①令和6年1月時点の雇用状況は以下の
			設置した「業務支援室」では、障害者	とおりです。(専門スタッフ:3名 作業
171	0		が専門スタッフの支援を受けながら軽	者:6名)
171	3	3	作業等に取り組み、各課の業務を支援	②会計年度任用職員として1日6時間勤
			します」とあるが、具体的でないため	│務となります。(勤務日数:週4日もしく │は5日)
			│内容がよくわからない。①現在何人が │雇用されているのか。②雇用形態は。	149 日)
			p105の地域生活支援事業のうちの「手	│ │手話通訳者の配置日数の拡大する予定で
			話通訳者設置事業」について。P61-62	す。
			の「第2部第3章 施策の方向性」の	7 0
			6、9でも情報アクセシビリティや行政	
172	3	3	の配慮について書かれている。行政窓	
			口での手話通訳の日数を増やしてほし	
			いとの要望が出ているはずだが、それ	
			についての見解は。	
			p130 に「ウェブアクセシビリティに基	区では毎年ウェブアクセシビリティ試験
			づくホームページの改修」とあるが、	を実施し、結果を踏まえアクセシビリテ
			区ホームページの「障害のある方へ」	ィ上改修が必要な箇所については改修を
173	3	3	のページが依然見づらく、必要な情報	行っております。今後も、試験結果や皆
			がきわめて探しにくい。改修の目途	さまからのご意見を参考に、誰もが平等
			は。	に情報を取得できるホームページの作成
			- 1977-「松本のフンカルーパー・・	について、各部署に周知してまいります。
			p137 に「教育のインクルージョン」と	同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒
			│して固定級や通級、特別支援教室を設 │置とあるが、それが教育のインクルー	に、個別の教育的――人のある児里生使 に対して、通常の学級、通級による指導、
174	3	3	直とめるか、それが教育のイングルー ジョンの推進に該当するという見解な	IC対して、通常の字級、通級による指導、 特別支援学級、特別支援学校といった、
			フョンの推進に該当するという発解な のか。	神州文援子板、神州文援子校というだ。 連続性のある「多様な学びの場」を用意
				住机住のめる・多様な子のの場」を用意 してまいります。
			p136-137の「スーパーバイズ・コンサ	児童発達支援センターが障害児通所支援
475	_	_	ルテーション機能」とは何をさすのか	事業所等の支援内容に対して専門的な助
175	3	3	わからない。誰が提供する機能なのか	言や援助を行うことです。資料編の用語
			等、具体的に。	解説に掲載しました。
			品川区相談支援専門員マニュアルにつ	「品川区相談支援専門員マニュアル」に
176	3	3	いての記載がない。①現在は運用して	沿って相談支援をおこなうことが前提と
	_	_		

			W	1
			従って運用していくなら、p110の「施	δ .
			策の柱1 相談支援の充実」のところ	
			に明記するべきではないかと思うが、	
			それについての見解は。	TP OF F 4 + + + + + +
			p116に「地域生活支援拠点等の整備を	現時点でも整備を進めている中にあり、
177	0	0	進めてきた」とあるが、現状でどの程	計画には記載しておりません。
177	3	3	度の緊急対応や体験の提供ができてい	
			るのか、どの程度整備されたのかを具	
			体的に。	+ ** + + 1
			【素案の書き方・掲載方法】	事業を効果的・効率的に進めるため、事
			p114-115 (施策の柱 2 地域生活の支	業検討は不可欠です。協議・検討の終了
			援の充実)の「主な施策・取組」で、	後に実施できるものは速やかに取り組ん
			「協議していきます」「協議および検討	でまいります。
170	•	_	を行っていきます」「検討を進めます」	
178	3	3	と書かれているが、3年間かけて協	
			議・検討のみ行うのか。3年間かけて	
			検討するのではなく、実施まで持って	
			行く必要がある。協議・検討のみで終	
			わらせず、実施まで行うことを記載す	
			べきと思うが、区の見解は。	Discourage to the second secon
			p125 の「(2) 早期発見・早期支援の充	P123 に記載のとおり、切れ目のない一貫
			実」で、「切れ目のない~支援につなげ	した支援を提供する体制構築のために、
170	0	2	ます」「区内の支援体制充実を図りま	保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労
179	3	3	す」の記載があるが具体性に欠ける。	支援等の関係機関が連携を図り、発達段
			具体的に何をするのか。	階やライフステージにおける個別ニーズ
				に対応した支援につなげることです。
			 p121 で「保健、医療、福祉の関係機関	│ │精神障害者が地域で安心して生活するた
			等の協議の場で、精神障害者が安心し	めに、次年度から「品川区精神保健福祉
			て生活できるよう見守り体制の構築に	地域連絡会」等の会議体の機能が発揮で
180	3	3	ついて検討します」とあるが、3年間	きるよう、会議体について見直す予定で
			かけて検討するのか。「構築します」と	す。まずは、新たな会議体において、精神
			は言えないのか。	障害者の見守り体制の構築に向けて検討
			100 1100 1000 1000	します。
			p110の最後の段落の「利用できる障害	「課題解決のためのアプローチ方法も変
			福祉サービスや課題解決のためアプロ	わるため」に修正しました。
404	_		一チ方法も変わるため」は、「~や課題	
181	3	3	解決のためのアプローチ方法も変わる	
			ため」ではないか。修正していただき	
			たい。	
			p113 の上からよっつめの段落の「アン	「地域生活移行に関するアンケート調査
			ケート調査結果によれば、19 人の施設	結果により、19人の施設入所者が地域移
100	3	3	入所者が地域移行を希望していること	行を希望していることを確認できまし
182	J	ა	を確認できました」は、「アンケート調	た。」に修正しました。
			査結果により、~確認できました」で	
			はないか。	
			p117 の「保健、医療、福祉、就労、居	「保健、医療、福祉、就労、居住等を包括
183	3	3	住等が包括的に支援する」は「~を包	的に支援する精神障害にも対応した地域
103	ა	ა	括的に支援する」ではないか。修正し	包括ケアの推進に取り組んでいきます。」
			ていただきたい。	に修正しました。
184	3	3	p121 のふたつめの項目の「看護師を配	看護師を配置「していきます」に修正し
104	ა 	ა 	置しています」は、今後の「施策・取	ました。

			組の内容」の書き方として適切か。	
			p123 の本文 3 段落めの「乳幼児期から	括弧なしに修正しました。
			在学時、成人期までの各ライフステー	1日34ないに停止しよいた。
185	3	3	ジを通じた~、の一文にはカッコとじ	
			グを通じた・、の一人にはカッコとし がない。修正していただきたい。	
			p128 の本文最後の段落の「就労継続支	│ │「就労継続支援B型事業所」に修正しま
186	3	3	援 B 事業所」は「就労継続支援 B 型事	した。
100	Ü		業所」ではないか。	0728
			p129のいちばん下の項目の「受入」は	
187	3	3	「受入れ」のことか。両方の表記が混	「受け入れ」に統一いたします。
	_		在している。	
			p136で障害の「あるなし」「ありな	「あるなし」に統一しました。
188	3	3	し」が混在している。全体でどちらか	
			に統一していただきたい。	
			p136の本文最後の段落の「育ちの支援	保育園・児童センター等での障害のある
189	3	3	に協力等する」は「育ちの支援等に協	子どもの「育ちの支援等に協力する」に
			力する」ではないか。	修正しました。
			p135 に「行政における合理的配慮の提	個別案件に関しては回答できませんが、
			供の充実」とあるが、障害のある子ど	利用希望に対しては、合理的配慮の提供
			もがすまいるスクール利用前・利用中	の観点をふまえて判断すべきと考えま
			に区の担当職員から繰り返し「個別対	す。
190	3	3	応はできない」と釘を刺された。トイ	
			レへの誘導すらも「個別対応はできな	
			い」と言われた。この対応は「行政に	
			おける合理的配慮の提供」として正し	
			いのか。区の考え方は。	
			p135 に「行政における合理的配慮の提	個別案件に関しては回答できませんが、
			供の充実」とあるが、障害のある子ど	利用希望に対しては、合理的配慮の提供
			もがすまいるスクール利用前・利用中	の観点をふまえて判断すべきと考えま
101	0	2	に区の担当職員から繰り返し「個別対	す。
191	3	3	応はできない」と釘を刺された。この	
			件について、当該発言をした職員に未 だ聞き取りをしていないと聞いたが、	
			た闻さ取りをしていないと聞いたか、 区の対応として正しいのか。区の考え	
			区の対応として正しいのか。区の考え 方は。	
			7166。 p135に「行政における合理的配慮の提	│ │個別案件に関しては回答できませんが、
			供の充実 とあるが、障害のある子ど	利用希望に対しては、合理的配慮の提供
			もがすまいるスクール利用前・利用中	の観点をふまえて判断すべきと考えま
			に区の担当職員から繰り返し「個別対	す。
			応はできない」と釘を刺された。この	
192	3	3	件について、当該発言をした職員に未	
			だ聞き取りをしていないと聞いたが、	
			今もこの区職員は同様の発言を、すま	
			いるスクールを利用する他の障害児に	
			対して行っているのではないか。これ	
			に対して区の考え方は。	
			p135に「行政における合理的配慮の提	個別案件に関しては回答できませんが、
			供の充実」とあるが、障害のある子ど	利用希望に対しては、合理的配慮の提供
193	3	3	もがすまいるスクール利用前・利用中	の観点をふまえて判断すべきと考えま
190	J	J	に区の担当職員から繰り返し「個別対	す。
			応はできない」と釘を刺された。この	
			件について、当該発言をした職員に未	

_	1			
			だ聞き取りをしていないと聞いたが、	
			今もこの区職員は同様の発言を、すま	
			いるスクールを利用する他の障害児に	
			対して行っているのではないか。これ	
			に対して区の考え方は。	
			p126「災害時に地域や身近にいる人同	災害発生時は障害の有無の区別なく、困
			士が互いに助け合う「共助」の必要性	っている人を救う行動が必要となりま
			について周知・啓発を行います」とあ	す。周知啓発については、広報紙などで
404		•	るが、障害者は概ね助けられる側。災	の周知を図るとともに、地域の防災訓練
194	3	3	害時は他人のことまで手が回らなくな	に障害のある人もない人もともに参加す
			るのが普通。主に助ける側の人たちに	ることで当事者意識の醸成を図ります。
			対してどのように周知・啓発を行って	
			いくのか。区の考え方を示していただ	
			きたい。	
			p121 の「メンタルチームサポート事	メンタルサポート事業につきましては、
195	3	3	業」とは何か。下にスペースが空いて	資料編の用語解説 P164 に掲載しました。
			いるので、コラムで示していただきた	
			[\\]	
			p116に「重症心身障害の子どもを対象	主に事業者からのニーズ調査や開設相談
			とした児童発達支援・放課後等デイサ	などの機会をとらえて、事業所開設を依
			ービス事業所を運営経費の一部補助等	頼しています。
			を活用して、民間事業所の誘致を図り	
			ます」とあるが、補助金の出ない誘致	
			の場合、どこにどうやって働きかける	
196	3	3	のか。たとえば p67 の「民間の児童発	
			達支援・放課後等デイサービス事業所	
			の誘致に積極的に取り組む」や、p123	
			の「(放課後等デイサービス等の) 民間	
			事業所の誘致を図り、サービス提供体	
			制の充実を図ります」については、具	
			体的に誘致のために何を行うのか。区	
			の考え方を示していただきたい。	
			発達障害者成人の親です。将来、家族	区では、ご自身で住まい探しをすること
			と品川区で生活したいという希望を本	が困難な障害者等に対して、不動産事業
			人たちは持っております。その時に問	者と連携した民間賃貸住宅をあっ旋する
			題になるのが、住まいです。現在の住	住宅確保要配慮者入居促進事業を令和3
			まいは、マンションで、将来子どもた	年11月より実施しているところです。
			ちが高齢になるころは、転居が必要に	今後、入居に関する支援のさらなる充実
			なると思います。本人たちも不安をも	に向けて、居住支援協議会において、引
			っていますが、グループホームは集団	き続き協議をすすめてまいります。
			が苦手という発達特性上あまり適切で	
197	3	3	はありません。	
' '			施策の柱2の、「地域生活の移行・継続	
			の支援」の内容で「不動産関係団体、	
			居住支援団体、区等で構成された居住	
			支援協議会において、住まいの確保に	
			配慮を要する方の民間賃貸住宅への入	
			居に関する支援策等について、協議お	
			よび検討を行っていきます」という施	
			策の具体化を強く希望いたします。親	
			の力で将来の住まいを用意するのは、	
1			限界を感じております。	

198	3	3	前計画では計画的な特別支援学級、通級の増級を行うと掲げていらっしゃいましたが、特別支援学級はどのくらい増級したのでしょうか。今回の計画には増級は掲げていないのは十分に増えたという認識のためでしょうか。もしくはインクルージョンを推進するために特別支援学級の増級は行わないと言うことでしょうか。 スーパーバイズ、コンサルテーション機能とはどういう意味でしょうか。	前計画以降は、令和3年度、小学校・前期 課程において、知的障害特別支援学級を 2校開級。令和4年度、中学校・後期課程 において自閉症情緒障害特別支援学級を 1校開級。令和6年度、小学校・前期課程 において、自閉症情緒障害特別支援学級 を1校、難聴通級指導学級を1校開級予 定となっています。 新たな特別支援学級の設置については、 今後も検討して参ります。 児童発達支援センターが障害児通所支援 事業所等の支援内容に対して専門的な助 言や援助を行うことです。資料編の用語
200	3	3	本では共すてよーテ合省ンのがは教すながイ宣品ルのい連夜長にで任い国どこ理い際がいせ、近ろりによーーという方人教ので国際に対していい。定く、で国方長提験に対していいまでれて会り。 でいつ唱ーの カーという方人教 区、に区の転れールは進児援体に常っていい。では、ジョンが理がいかでには、で国方長提換に対して、でのもするに、の表表国がに対して、でのもでのののなののなのののがは教力に対して、で国方と説別のと書のるが明明では、近ろりによーーといる変支クには連向と唱すい入シリこ保区での結がいせ、近ろりが明めと書のるが明めたで国方に対してには連りとでのもす。 は連向・唱すい入シリこ保現にかがで際あに、の転記が理が、でいるで子、いまでは連向・唱すい入シリンはのと書のもす。 に常に変更をいる、でと義しし、ス総科ので表別ン育で国方長提換で言一あむのを的いるのがは教育で国方長提換で言一あむのを的いるであるので子、いまのが明明でと表し、ないでは、ジョンのがは教育で、ので、アローをが明明では、のいまのブにの唱現にだすせき、ち求慮。と、のいまのブにの唱現にだすせき、ち求慮。と、のを記述を表し、といるに対している。とは、といるには、と	解説 P161 に掲載しました。 現在、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、とれてのある児童で共に学ぶこーズのある児童では、一点のののでは、一点ので

文化していただきたい。また、品川区では、何かの障害のが通常数で習していますが、必要な合理的な配慮がなされておらず、苦労していた希望すれば支援員(※)を選る~5回利用できる制度を拡充するなど、国連動告に従い、優先的に予算をつけてください。国連動告に従い、優先的に予算をつけてください。国連動告に従い、優先的に予算をつけてください。国産の増加できる制度を拡充するなど、国力を提供の単なでがが「主」であり、特別支援教育制度が果たす役割は「副」と考えています。 (※)支援負の確保(より効果的な採用、研修、支援の確保(より効果的な採用、研修、支援が継続的に就労しやすい環境整備)を計り、児童・生徒の学校生活や教育に対する合理的配慮の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴言 私の所属している「品別・地域で共に生きる会」には、普遍級への道学を希望した保護者が、学校から、通常といい、通常といい、通常といい、通常といい、通常といい、通常といい。近常といい、通りといい、通りといい、通常といい。通りとは、に、そうした就学相談の対応を放に、通常児がは会議のであればら年間親が付き添ってください、通学、ブール、学校旅行行事では付き添ってください。通りの責任を求めるとまているによいをもります。同じまでは、関連を持ちのとます。同じまで対してもいたい。まず、プール・学校を発生を受けたと思ってはいますが、学校・サイドの発きがは、関連者を持ち、同じとに対してもいるとはなどの発達者に自己責任を求める発言は、日本で経過でいるとしていることはあきのであります。これたいという希望があるか、考えたことがあるのでしょうか・学校で学ぶで学な子との88%になんらかの障害があり、不登校児童教が30万人に達ける中、保護者の自己責任を学校や政府が指し、日本で経過を対している。対し、日本で経過である。よりな分からないのでしまうか・学校で学な子ともの88%になんらかの障害があり、不登校児童教が30万人に達ける中、保護者に自己責任を定めたいのでしまのまがまり、気持に関する中、保護者に関する中、大きに関する中、大きに関する中、大きに関する中、大きに関する中、大きに関する中、大きに関する中、大きに対しています。まず、大きに関する中、大きに対しています。まず、大きに関する中、大きに対しています。まが、大きに対しています。まず、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、大きに対しています。まが、300時では、大きに対しています。まが、100時では、10時では、10時			1	+101 -104 +104 10 -10 -10 -10 -10 -10 -10 -10 -10 -10	
していますが、必要な合理のな配慮がなされておらなでは一次では、一次では、は支援を拡充するなど、国・運動に合理の設定を通り、関連を拡充するなど、国・運動に合理の設定をでしてください。国連急にの唱える。				1	
なされておらず、苦労しています。目 黒区や世田谷区などのように希望すれ は支援し、※)を週3~5回利用でき る制度を拡充するなど、国連動性に従い、健先的に予算をさい。国連のでが 『主』であり、特別と考えていまりでが、 『主』であり、特別と考えていまり、 用、研修、受援員が経済を割したです。 成学は活のでいただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴 素施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴 者私の所属している「品川・地域で走希 望した保書児がいるかきところではない、受け入れは無理」、「時間見が通済 ってくださけ自自が、添添さところではない、受け入れは無理」、「同間親が付学校旅 行行事では、きる会践者が、学校ない。る業書を 般に進むのであれば今、ブでさい。暴言を受けたとの報行は、自治が高流 ってくださけ自自が、活流を護児のことをしたいと思いできる。 を受け、ないてもあれば今、ブでださい。最悪言を 現は、定せをしている、活場・リます。 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3					
黒区や世田谷区などのように希利用できる制度を活力するなどのように利用できる制度を活力するなど、日建制に合理 の配慮をつけては、通常のでしまり、関連制作という。 (※) 支援員の確保 (※) 支援 (※) 大中 が (※) 立場 (※) 大中 が (※) 大中 (※) 大中 (※) 大中 (※) 大中 (※) 大中 (※) 大中					
は支援員(※) を週3~5回利用できる制度を拡充するなど、国連的告に従い、優先的に予算をつけ、早急に合理的配慮を分けてください。国学びが『主』であり、特別を教育制度が果たす役割は『副』と考えています。 (※) 支援員支援が解析的に設立・生徒の学校生活や教育に対からの暴力を策略を進めていただきたいです。 「就学相談等での、学校サイドからの暴力を強力によるに対している。 一個 「一個 「一個 「一個 「一個 「一個 「一個 「一個 「一個 「一個					
る制度を拡充するなど、国連動告に従い、優先的に予算をつけ、回連の唱える障害児教育は、通常総での学びが 『主』であり、通常総での学びが 『主』であり調』と考えています。 (※) 支援員の継保(より効果的な採用、研修、支援員の維制)の児童・生徒の学校生活や教育に対する合理的配慮の実現に向けていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴 着 私の所属している「品刷・地域で共応生きる会」には、普通級への、達学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいる無理」、「障害児が通常級に、達ものであればら年間親が付き添ってください。通常、級に進むのであればら年間親が付き添ってください。通常、一次では付きるである。としている過失す。障害児の教告があります。障害児の教告があります。ことがもからないできる版、学校かは、できる版、 世報を発に受力といい。 できる版、 一次を要別の 責任です」の報告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があります。 では、書中の教告があり、できる版、学校でよるも、としている出と、不会を規一を表し、ます。 では、書中の教告があるか、考えたことがあるのでしょうかを問題者に、同様者に下している出生率にどのようなを提出を下している出生率にどのようなを提出をして、ます。 では、書中のかに、ます、を選する中、保護者の中では、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、ます、といいのでは、まれ、といいのでは、ます、といいのでは、まれ、といいのでは、ます、といいのでは、ます、といいのでは、ます、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、ます、といいのでは、まれ、といいいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいのでは、まれ、といいいのでは、まれ、といいいのでは、まれ、といいいいいのでは、まれ、といいいいのでは、まれ、といいいいのでは、まれ、といいいいのでは、まれ、といいいいいのでは、まれ、といいいいいいいいのでは、まれ、といいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい					
い、優先的に予算をつけ、早急に合理 的配屋をつけてください。温空級での学びが『主』であり、特別支援教育制度が果たす役割は『副』と考えています。 (※) 支援員の確保、より効果的な採用、研修を支援員が継続的に就労しやすい環境整備等)を計り、見定・生性の学校正治や教育に入地で大きたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴言 私の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進空常識は、陳書児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであればら年間親が付き添ってください、温学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。親言の責任です」と自己責任を求める無言を受けたと思って暗聴が、学校、行行事では付き添ってください。親言の責任です」と自己責任を求める無言を受けたと思ってはあまります。 201 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3					
の配慮をつけてください。国連の唱える障害児教育は、通常級での学びが 電主』であり、特別支援教育制度が果 だす役割は『副』と考えています。 (※) 支援員の離保(より効果的な採用、研修支援機等)を計り、児童生態の学規に向けて、悪弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴 着私の所属している「品別・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常数は、障害児がいるべきところではない、、受け入れは無理」、「障害児が過常液の場と発展、制知してださい、通学で対象ところではない、受け入れは無理」、「障害児が付き添ってください。通学、の責任です」と自己責任を求める暴言の報は、こどものため、できる限のことをしたのと思っで厚まずを制度のことをしたいと思っで厚まずを制度のことをしたいと思っでは対きなってください。暴調を受けたとの報告があります。障害児のことをしたと思っにでは、対すが対象にしている場がであればら年間別のことをしたの表記を受けたとの報告があります。障害児のことをしたのと思って厚害者権利条的にじまうな状況は、足工を登校児の工会をでいる最高に関する人に対しても必要にある。では、対してもと思ったでは、対策を関するとその保護者に対してもと思ったでは、対策を関するとその保護者に対してもと思ったでは、対策を関するとその保護者に対してもと思ったのようかな教育とその保護者に対してもとないのよのないとないのよのないとないのよのないとないのようながあるのでしょからかの内障害があり、保護者の自己責任を学校や政府がより、保護者の自己責任を学校を確求して、日本のないのよのないとないのよのないとないのよのないとないのよりないとないまない。ます、表記をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策をは、対策				る制度を拡充するなど、国連勧告に従	
る障害児教育は、通常級での学びが 『主』であり、特別支援教育制度が果たす役割は『副』を考えています。 (※) 支援員の確保(より効果的な採用、研修集支援自の確保(より効果的な認力を支援。 病が修、支援自が継続的に対する合理的配慮の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴 富 私の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がい社の名ではない、「通常級は、障害児がい社の名ではない、一般ではできる。 級に進むのであれば6年間親が付き添ってください。場面の責任です」を担けてきる。一般では、表引き続き、理解啓発に努めておおります。ではくださいる暴言を受けたとの報告があります。まりまが、行行事ではときるがあるのでは、定言もかです。同じような状況は、こどものため、できる限のことをしたいと言っとはあきらかです。同じような状況は、ことはあきらかです。同じ選者に対しても起こまでは害者権でしている出生までを検児の事故に、ことをしたいと言っとは、障害とかです。同じ選者に対しても起こるでは、障害とかです。同じ選者に対しても起こるをります。同じ選者に対しても起こるが、考えたご子どもあきらかです。同と確している出生までの保護を見らないます。そも、障害児や不登校児の事故が30万人に達する中域、大学とがあるのでしようか、の障害があり、不登校児童とうな状況は、若にいという希響がある。大学ながより、不登校児童と対任を学もを産みたい、介護とは、一部では、大学とは、大学とは、大学とは、大学とは、大学とは、大学とは、大学とは、大学と				い、優先的に予算をつけ、早急に合理	
『主』であり、特別支援教育制度が果たす役割は「副則と考えています。 (※)支援員の確保(より効果的な採用、研修、支援員の確保(より効果的な採用、研修、支援員の確保)を計り、児童・生徒の学校生活や教育に対する合理的設計、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴言私の所属している「品川・地域で共応生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級に、できる会」には、普通級への進学を報は、障害児がいる無理」、「障害児が通常級に進むのでもは、で、で、一ル、特別ででは付き記しているでは、で、で、一ル、特別ででは付き記ってください。場所で、ことではでは、は、で、大・保護者に対しております。 ※日本地では、で、大・保護者の意見を最大限尊重しています。 会学校へは、そうした就学相談の対応を校上連絡会等の場を捉え、周知のております。 ので、大きにい、通学、ブール、学校旅行行事では付き記ですの「とをいる暴言児の親は、ことがものおしてきるの最多を受けたとの報告があります。際書のの責任ですのよとは、をで、とが、といと言とは、日本等のことをしたいと言とは、日本等のにより、とも、に対していることがもののでしまうか、大きにといるとは、日本等があり、にないのでしまうかので、学校で学ぶらい、日本等に低い、大きな状況に、日本等に低い、大きな状況に、日本等に低い、大きな状況に、大きない、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きな状況に、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない				的配慮をつけてください。国連の唱え	
たす役割は『副』と考えています。 (※) 支援員の確保(より効果的な採用、研修、支援員が継続的に就労しやすい環境整備等)を計り、児童・生徒の学校生活や教育に対する合理的配慮の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴富、私の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理、「障害児が通常級に進むのであれば6年間親が付き添ってください、通学、ブール、学校旅行行事では付き添ってください。 通学、ブール、学校旅行行事では付き添ってください。 場合の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表				る障害児教育は、通常級での学びが	
(※) 支援員の確保(より効果的な採用、研修、支援員が継続的に就労しやすい環境整備等)を計り、児童・生徒の学校生活や教育に対する合理的配慮の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴言 私の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであれば6年間親が付き添ってください。通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。暴君を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思って陰害もの。親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思って陰害のの意としたいと思って経れます。第10年です」と自己責任を求める暴言に対しても起こってはいますが、サイドの発言は、日本で低いますが、サイドの発言は、日本で低いより、同様を追し、責任を求める発言に対しても起こっています。そもそも、障害児や発言は、日本で低いますが、カイドの発言は、日本で低を持ていいることはあきらかです。の限度を行い、表表たことがあるのでしょうかか。次表えたことがあるのでしょうかか。次表えたことがあるのでしまうか。クッ学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかのの障害があり、不登校児童数が50万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、前でたいという希望が、大きないのでしょうかか。変し、対からないのでしょうかか。表表によび分からないのでしょうか?教育を資会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				『主』であり、特別支援教育制度が果	
用、研修、支援員が継続的に就労しや すい環境整備等)を計り、児童・生徒 の学校生活や教育に対する合理的配慮 の実現に向けて、患弟的施策の検討、 実施を進めていただきたいです。				たす役割は『副』と考えています。	
用、研修、支援員が継続的に就労しや すい環境整備等)を計り、児童・生徒 の学校生活や教育に対する合理的配慮 の実現に向けて、患弟的施策の検討、 実施を進めていただきたいです。					
すい環境整備等)を計り、児童・生徒 の学校生活や教育に対する合理的配慮 の実現に向けて、愚弟的施策の検討。 実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴 言 私の所属している「品川・地域で共に 生きる会」には、普通級への進学を希 望した保護者が、学校から、「通常級 は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常 級に進むのであればら年間親が学校旅 行行事では付き添ってください。場合を提え、周知しております。 でください、過学、ブール、学校旅 行行事では付き添ってください。暴言を受けたとの報告があり、できる限りの 責任です」と自己責任を求める暴言と とをしたいと思ってはいますが、学校 サイドの発言は、障害者権利条的にじような状況は、不登を付児の保護者に対しても起こってはらかたの、できる限りのととをしたいと思ってはいます。 とをしたいと思ってはいますが、学校 サイドの発言は、降害のです。同じような状況は、不登校児の保護者に対しても起こっな影響があるか、考えたことがあるのでしょうか? 学校で学ぶ子どもの8、8%になんらかので達者のより、実践者の方人に達者のより、保護者のものできる。 のは、ことであるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8、8%になんらかのできずる中、保護者の自己責任を学もを産みたい、前でたいという希があり、策を引きる中、保護者の自己責任を学もを産みたい、前ではいるのでしょうか?教がですが唱えれば、若い世代に学ともを産みたい、前ではいう希がある。 が分からないのでしょうか?教がある。ことが分からないのでしまうか?教育を負金や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				1	
の学校生活や教育に対する合理的配慮の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴 言 私の所属している「品川・地域で共に 生きる会」には、普通級への進学を希 望した保護者が、学校から、「通常級 は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常 級に進むのであればら、ブール、学校旅行行事では付き添ってください、通学、ブール、学校旅行行事では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴害を受けたとの報告があります。同じられている光とはあきらかです。限明の一般に、こどものため、できる限りの親は、こどものため、できる限りの表している発言は、陸害もをうかです。同じような状況は、不会校児の保護者に入していることはあきらかです。同じましている出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子ども登集してもなららかの障害があり、不会校見重教が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしまうかの障害があり、不会校見会教が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしまうかの育奏員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 義務教育以降の教育				12.000	
の実現に向けて、愚弟的施策の検討、実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴言 私の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであれば6年間親が付き添ってください、通学、てください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があり、すると思ってはおります。 おいこともあたから、できる限りのことをしたいと思ってははき音を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどもあため、できる限りのことをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、随き書権利条約に反している出生率にどのようのでしようか?学校でよことがあるのでしようか?学校で完子どもの88%になんらかの障害があり、不登校児童はそれに不登を見している出生率にどのようのないのでしている出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしようか?学校でディアをもの88%になんらかの障害があり、不登校児童はなんらかの障害があり、不登校児童は大なんらかの障害があり、不登校児童は大なんらかのではまりないのではまりないのでは、若に対してによいという希望、気持ちに明らかにマイナンスの影響があることが分からないのでしまうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
実施を進めていただきたいです。 就学相談等での、学校サイドからの暴言					
就学相談等での、学校サイドからの暴言					
ここの					
和の所属している「品川・地域で共に生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであれば6年間親が付き添ってください、通学、ブール・学校旅行行事では付き添ってください。通学、プール・学校旅行行事では付き添ってください。の責任です」と自己責任を求める暴言児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思ったはいます。の親は、こどものため、できますがに反していることとは多をでいます。同じような状況は、不登校にの保護者に対しても起こをとないの保護者に対しても起こをとないの保護者に対しても起こである発言は、日本で経過を表するか、考えたことがあるのでしょうか?学校で対あるが、考えたことがあるのでしょうか?学校で政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。					
生きる会」には、普通級への進学を希望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常のてください。通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる関係のことをしたいと思ってはいます。同じような状況は、不登を収置とその保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても起こっる校児の保護者に対しても過去の必要があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子ども多様児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学もを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしまうまず。知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」の精神に関する再教育が必要と考えます。					
望した保護者が、学校から、「通常級は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理よ「障害児が通常級に進むのであればら年間親が付き添ってください。通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。通り、できる限りの設は、こどものためはいますが、学校サイドの発言は、応力により、ます。同じような状況は、不登を児童とその保護者に対しても起こってをしたいと思ってにます。そもそも、障害児や不登は、の保護者に対しても起こって経費者に対しても起こっている出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの多いになんらかの障害があり、に達する中、保護者の自己責任を求める発児童女が30万人に達する中、保護者の自己責任を定みたい、育てたいという希望、方を産みたい、育てたいという希望、方ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。					
は、障害児がいるべきところではない、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであれば6年間親が付き添ってください、通学、プール、学校行行事では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思っではいますが、学校サイドの発言は、障害もかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に対しても出生率にどがあるのでしょうか、考えによどがあるのでしなうか、で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童技術のようか、学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童技術を多り、不登校児童技術を多り、大きないのでしなうからで学校で学ぶ子どもの8.8%による中、保護者に対している出生率にどがあるのでしなうからないのでもは、音を変しているのでしなうからないのできずあり、不登校児童技術を対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に下している出生率にどがあるのようなのでしまうからできずあり、不登を別主をがある。とがかからないのでしなうか?教育委員会がの特権に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
い、受け入れは無理」、「障害児が通常級に進むのであれば6年間親が付き添ってください、通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。 「できる中ではいますが、サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児の保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登柱児の保護者に対しても起こっています。そもそも、障害のような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らからないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
級に進むのであれば6年間親が付き添ってください、通学、プール、学校旅行行事では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起ニっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に対してしる出生を必のよの経過があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶよどもの8.8%になんらかの障害があり、保護者の自己責任をどもを産みたい、育でたいという希望、気持ちに明らかにないの影響があることが分からないのでし、ようか舎教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
201 3 3 3 では付き添ってください。親の責任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかでの保護者に対しても起こ本を校児童とその保護者に対しても起このような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童と責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、「でといくの発言となりからないのできがあり、不登校児童貴任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、「でといくか会からないのでしま」か?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
7行(事では付き添ってください。親の 責任です」と自己責任を求める暴言を 受けたとの報告があります。障害児の 親は、こどものため、できる限りのこ とをしたいと思ってはいますが、学校 サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者 に対しても起こっな役児の保護者に対している出生率にどのような影響がある か、考えたことがあるのでしょうか? 学校でぶ子どもの8.8%になんらか の障害があり、不登校児童数が30万人 に達する中、保護者の自己責任を学校 や政府が唱えれば、若い世代に子ども を産みたい、「でといという希望がある ことが分からないのでしょうか?教育 委員会や学校関係者に、障害が必要と考え ます。 202 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				1	ります。
直任です」と自己責任を求める暴言を受けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたこ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				ってください、通学、プール、学校旅	
図けたとの報告があります。障害児の親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどがあるのでしょうか?学校で学ぶ子ともの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				行行事では付き添ってください。親の	
201 3 親は、こどものため、できる限りのことをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				責任です」と自己責任を求める暴言を	
201 3 3 3 3 とをしたいと思ってはいますが、学校サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				受けたとの報告があります。障害児の	
201 3 サイドの発言は、障害者権利条約に反していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもぞも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				親は、こどものため、できる限りのこ	
201 3 3 していることはあきらかです。同じような状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				とをしたいと思ってはいますが、学校	
201 3 うな状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				サイドの発言は、障害者権利条約に反	
201 3 うな状況は、不登校児童とその保護者に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」	004		_	していることはあきらかです。同じよ	
に対しても起こっています。そもそも、障害児や不登校児の保護者に自己責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」	201	3	3	うな状況は、不登校児童とその保護者	
も、障害児や不登校児の保護者に自己 責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか? 学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」				に対しても起こっています。そもそ	
責任を求める発言は、日本で低下している出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
いる出生率にどのような影響があるか、考えたことがあるのでしょうか?学校で学ぶ子どもの8.8%になんらかの障害があり、不登校児童数が30万人に達する中、保護者の自己責任を学校や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
か、考えたことがあるのでしょうか? 学校で学ぶ子どもの 8.8%になんらか の障害があり、不登校児童数が 30 万人 に達する中、保護者の自己責任を学校 や政府が唱えれば、若い世代に子ども を産みたい、育てたいという希望、気 持ちに明らかにマイナスの影響がある ことが分からないのでしょうか?教育 委員会や学校関係者に、障害者権利条 約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
学校で学ぶ子どもの 8.8%になんらか の障害があり、不登校児童数が 30 万人 に達する中、保護者の自己責任を学校 や政府が唱えれば、若い世代に子ども を産みたい、育てたいという希望、気 持ちに明らかにマイナスの影響がある ことが分からないのでしょうか?教育 委員会や学校関係者に、障害者権利条 約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
の障害があり、不登校児童数が 30 万人 に達する中、保護者の自己責任を学校 や政府が唱えれば、若い世代に子ども を産みたい、育てたいという希望、気 持ちに明らかにマイナスの影響がある ことが分からないのでしょうか?教育 委員会や学校関係者に、障害者権利条 約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
に達する中、保護者の自己責任を学校 や政府が唱えれば、若い世代に子ども を産みたい、育てたいという希望、気 持ちに明らかにマイナスの影響がある ことが分からないのでしょうか?教育 委員会や学校関係者に、障害者権利条 約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
や政府が唱えれば、若い世代に子どもを産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
を産みたい、育てたいという希望、気持ちに明らかにマイナスの影響があることが分からないのでしょうか?教育委員会や学校関係者に、障害者権利条約の精神に関する再教育が必要と考えます。 202 3 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
持ちに明らかにマイナスの影響がある ことが分からないのでしょうか?教育 委員会や学校関係者に、障害者権利条 約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
ことが分からないのでしょうか?教育 委員会や学校関係者に、障害者権利条 約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
委員会や学校関係者に、障害者権利条 約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
約の精神に関する再教育が必要と考え ます。 202 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
ます。					
202 3 3 義務教育以降の教育 知的障害の方を対象に「チャレンジ塾」					
1 909 1 3 1 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3					
<u> </u>	202	3	3		_
				障害児者の大きな問題は、義務教育の	を開催しています。愛の手帳をお持ちの

			間は、定められた場所があるのに対 高校入学を果たせない場極を に関して、その選択時間ののと を果たせないがが極いのでのでは の選択時間ののと のでとも、でするではない。 のは遅まするではない。 ではきますを継続ははいるはいではできる機はははできるではない。 ではますがないでではないがないではできますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがない。 ではますがいたがない。 ではますがいたがない。 ではますがいたがない。 ではますがいたがない。 ではますがいたがいたがい。 ではますがいたがいたいでは、 ではますがいたがいますがいた。 ではますがいたがいますがいますが、 ではますがいたがいますが、 ではますがいたがいますが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますがいたが、 ではますが、 ではますが、 ではますが、 ではますが、 ではますが、 ではますが、 ではますが、 でいていている。 でいている。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるする。 でいるまで、 でいる。 で	方ならどなたでも参加いただけます。現在は、絵画や造形を中心とした活動を行っています。 介助者も一緒に参加していただきます。
203	3	3	p111 以降の「主な施策・取組」の中で記載されているのは相談支援事業所連絡会のみで、その他のサービス事業所連絡会に関する記述が見当たらない。ここに加えないと、毎年の計画推進委員会で進捗をチェックする対象から漏れてしまう。「主な施策・取組」になぜ加えないのか。区の見解は。	相談支援体制を強化するため、相談支援 事業所連絡会を開催しております。在宅 の障害のある人の地域生活の継続のため に開催している障害福祉サービス事業所 連絡会については、広範なテーマを扱う ものであるため、相談支援事業所連絡会 とは分けております。
204	3	3	p122 の「福祉カレッジ」について。支援スキル向上に研修は必須だと思うが、「福祉カレッジとは」のページ掲載の「講座・研修実施スケジュール」は2022 年度の中身のまま更新が止まっている。①チラシを事業所に撒くだけでは十分ではないと思う。いつ頃本ページに最新の情報が掲載されるようになるのか。②福祉カレッジの運営はどこに委託しているのか。	①委託先のホームページ管理となっており、適切でわかりやすい掲載となるように依頼いたします。 ②品川区社会福祉協議会の品川介護福祉専門学校に委託しております。
205	3	3	p122 の移動支援と同行援護の従業者養成研修について。①それぞれ区からの委託により実施されているのか。②それぞれどこに委託しているのか。③移動支援および同行援護の一般課程研修は、それぞれ年何回開催する取り決めになっているのか。	移動支援従業者養成研修は、指定管理者制度により管理運営している品川区立心身障害者福祉会館において、年に3回程度開催しております。同行援護について①委託により実施②品川ケア協議会③一般課程だけでなく、応用課程までを含めた研修について年1回実施。
206	3	3	p117の本文の最後にある「第三者評価の受審」について。①p96にも「促進に取り組みます」とあるが、p111以降の「主な施策・取組」に記載されていない。記載するべきではないか。②区立施設では何年に一度実施されるの	①第三者評価受審は社会福祉法で定められた法定事業であるため、主な施策・取組には掲載しておりません。 ②区立施設では3年毎に実施しています。

			か。	
207	3	3	p118 の「障害者グループホーム整備にかかる費用の一部を区が補助(障害者グループホーム整備助成制度)」について。①これまで何件利用されたか。② 周知はどのようにして行っているのか。③株式会社が運営母体の場合は対象外か(都の補助金の助成対象に該当する必要があるのか)	①1件 ②区ホームページに掲載するともに、都内のグループホーム運営事業者に電子メール等で周知を図りました。 ③株式会社も対象となります。詳しくは区ホームページ掲載の「品川区障害者グループホーム等整備費補助要綱」をご覧ください。
208	3	3	p118 に障害者グループホームの整備補助についての記載があるが、民間グループホームは経営が厳しい。グループホーム整備を進めるなら、開設補助のみでなく運営費の助成も不可欠ではないか。区の見解は。	障害者グループホームについては整備補助だけではなく、運営に係る経費等の一部助成も行っております。
209	3	3	施代 1)教育の大学を変している。	管理職については、管理職向けの連絡会や研修会の機会を捉えて、理解・啓発を進めております。また、各学校では、特別支援コーディネーターが中心となり、学校における特別支援教育を進めておりますので、特別支援教育コーディネーター向けの研修や連絡会を実施しております。
210	3	3	p103 の障害児入所支援では、過去3年間の実績が出ていない。知人のお子さんが入所しているのになぜか。①「令和5年度までの区の実績なし」との注意書きがあるが、品川区から障害児は一人も入所していないということか。②入所児童がいるなら人数を記載していただきたい。	通常の障害児通所支援と異なり、受給者 証の発行は都が行っています。したがっ て、区は過去の実績を把握しておりませ ん。 P101 の表下の注記を、「区の実績なし」は 「都が受給証を発行しているため、区は 令和5年度以前の実績を把握しておりま せん。」に修正しました。
211	3	3	施策の柱4 障害のある子どもへの支援の充実で、「障害のある子どもやその疑いのある子どもが早期に支援をうけられるように児童発達支援や放デイなどの充実」とある。また「児童発達支援センターを新たに2カ所で整備する」とあり、支援の充実が期待できるが、いずれも大切なのは中身であることは言う	区としても、福祉職における人材育成の 必要性を認識しており、現在、所管にて 福祉職の人材育成方針の策定を進めてお ります。ご指摘の視点も含め、よりよい 人材を育成できるよう、今後も検討を重 ねてまいります。

	1			
			までもない。量だけでなく、質の向上	
			をぜひ図ってほしい。その場合、区役	
			所職員が障害福祉に詳しくないと、ど	
			ういう事業内容が障害児にとってよい	
			支援・療育なのかの判断ができない。	
			区の職員に障害福祉の「目利き」が必	
			要である。長期的に区役所内にそうし	
			た専門職員を育成する必要があるが、	
			区の福祉人材育成計画にこうした視点	
			はあるか?	
			新たに2カ所の発達支援センターを設	児童発達支援センターは、「児童発達支援
			置するとのことだが、新しい発達支援	を行うほか、施設の有する専門性を活か
			センターでは「センター機能」を持た	し、地域の障害児やその家族への相談、
			せて、最初に相談したら少なくとも1	障害児を預かる家族への援助・助言を合
			8歳まではそこでその児の情報を集約	わせて行う地域の中核的な療育支援施
			し、しっかりフォローができることが	設」と位置づけられていますが、具体的
			必要である。民間の児童発達や放デイ	な事業内容は児童発達支援センターによ
			を利用するようになったら、そこで発	り異なります。新たな2か所の事業内容
			達支援センターとは切れるということ	は決定後、区ホームページ等で周知いた
			では、とても発達支援「センター」と	します。
			しは、ことも先達又版・ピング 」と は言えない。「相談支援事業所」は放デ	
			イ等の福祉サービスの計画相談がメイ	
212	3	3	1 寺の価値り こへの計画相談がスイー ンなので、日々どう児を育てたらよい	
			のかといった相談はできないし、福祉 サービスを使わなくなるにできる。	
			サービスを使わなくなるとそこで終了	
			となってしまい、「切れ目のない相談」	
			というわけにはいかない。新しい発達	
			支援センターが身近な相談先として保	
			護者に認知され、気軽に相談に行ける	
			場となるために、受託の法人任せでは	
			なく、区として「こういう支援内容」	
			「こういう保護者相談」というように	
			しっかりビジョンを示すべきと考える	
			が、区の見解はいかがか?	
			区長の公約である100人分のグルー	施策・取組の内容の記載内容については
			プホームですが、特に誘致や支援をし	検討させていただきます。
			なくても、空きアパートを活用した精	なお、区としても重度の方の受入れは必
			神のグループホームが毎年いつの間に	要と考えており、新たに整備する「品川
			か整備されています。これを含めた 1	区立出石つばさの家」では、重度化・高齢
			00人分の設定はやめてください。こ	化にも対応できるよう施設の整備を進め
			んな成果目標では、いつまでたっても	ております。今後も障害のある方が支援
			ニーズを満たすことはできません。重	を受けながら住み慣れた地域で暮らし続
213	3	3	度障害者対象(支援区分4以上)のグ	けるために、障害者グループホーム整備
210	3	٦	ループホームは、放っておいてはだれ	を着実に進めてまいります。
			も整備しません。世田谷区も港区も区	
			立は重度(支援区分4から6のみ)を	
			対象として事業者の公募を行っていま	
			す。どういう対象のグループホームを	
			いくら作るかを明確にしてください。	
			遠方からの地域移行者(重度だから地	
			域に施設がなく遠方にいる)のために	
			も、安心できる住居が必要になりま	
		ı		

			す。	
214	3	3	り。 心身障害者福祉会館は、防火区画ができていない、昇降機の耐震性能がないなど、安全ではない施設ですが、スピード感をもって整備するつもりはないのでしょうか?現在のまま利用することで、火災や地震が起きても、安全だと言えますか?お答えください。	公共施設等総合計画に基づき、長寿命化 の観点から、定期的に修繕して適切な維 持管理に努めております。 法律の改正に伴い、新たに対策が必要と なった項目につきましては、できること から、可能な限りの対応を進めていると ころです。
215	3	3	他介では、大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一	各事業所において、障害者雇用促進法に 定める法定雇用率の順守に取り組んでい ると認識しております。 また、区内の就労支援事業所等と連携し て各事業所で受注可能な物品や役務サー ビスの情報を集約し、周知を図っている ところです。
216	3	3	これまでも、障害者の就労時間は短く、正規職員のようにフルタイムで働くことはできませんでした。これは、企業が契約社員として雇用したいからの理由からです。品川区は短時間労働を推進したいようですが、このことは、障害者の正規雇用を阻害することは、障害者雇用では行われていますので、支援する目的を明らかにし、慎重な検討が必要だと思います。	障害のある人の中には、長時間就労することが難しく、短時間の就労を希望される方がいらっしゃいます。区が進めている超短時間雇用の促進については、短時間の就労を希望される障害者のニーズにお応えするための取り組みです。
217	3	3	教育のインクルージョンの推進としていますが、障害者権利条約については、P.3で、触れていますが、昨年だされた国連勧告について、特に教育についての51.52条についてほとんどふれていません。これについてどう考えていますか。児童の生活の中心は、放課後ではなく、学校生活です。区長のインクルーシブ教育への考えを記載してください。	就学に際しては、就学相談を実施さん。 ・心理士や学校関係者が、お検さしていまる。 ・心理士や学校関係就学先を検にしていいでは、大学をはいます。 ・で、大学ののは、では、大学のでは、大学を表すのでで、大学を表がは、では、大学を表がは、大学を表が、は、大学を表が、は、大学を表が、は、大学を表が、大学を表が、は、大学を表が、大学を表が、は、大学を表が、は、大学を表が、は、大学を表が、大学を表が、は、大学を表が、は、大学を表が、は、大学を表が、まが、大学を表が、まりまり、大学を表が、まが、まり、大学を表が、まり、大学を表が、まり、大学を表が、まり、まり、大学を表が、まり、大学を表が、まり、大学を表が、まり、大学を表が、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、まり、

				す。
			 18 歳以上の在宅の方対象の実態調査	<u>│9。</u> │障害児への支援は、障害種別で分けるこ
			(問9)によると、在宅の障害者の有	となく、第2部4章の「障害のある子ど
			効回答 1, 713 件のうち、13.7%が発達	もへの支援」などに掲載しております。
218	_	_	障害。児童対象の調査(問7)では、	
210			有効回答 634 件のうち 60.9%が発達障	
			害。その実情に対し、発達障害児者へ	
			の支援の記載が手薄に感じる。それに	
			ついての区の見解は。	
			p4 の図表 1−1 に「改正発達障害者支援	①障害児への支援は、障害種別で分ける
			法」の記載がある。品川区の計画では、毎度発達院実者支援の内容が小な	ことなく、第2部4章の「障害のある子 ビもへの支援したどに掲載しております
			│は、毎度発達障害者支援の内容が少な │すぎるように思う。①計画にもっと盛	│ どもへの支援」 などに掲載しております。 │ ②ご意見として承ります。
219	-	-	9 さるように思う。①計画にもつと盛 り込むべきでは。②大田区のように発	⑤に応死にして承りより。
			う込むへさでは。②大田区のように発し 達障害児者支援の計画も併せて立てる	
			べきではないか。①②それぞれについ	
			ての区の見解は。	
			18 歳以上の在宅の方対象の実態調査	相談支援体制の強化および障害特性に応
			(問 15~17)で、発達障害・精神障害	じた専門相談の充実に努めてまいりま
220	-	-	の方の相談についての困り感が多く出	す 。
			ていた。そこをどう改善するか、具体	
<u> </u>			的に。	
			18歳以上の在宅の方対象の実態調査	引き続き、発達障害者が地域で安心して
221			(問 42) では、発達障害の方が「品川	暮らすことができるよう支援の充実に努 ぬてまいります
441	-	-	区は暮らしにくい」と感じている割合 が高い。支援が足りていないのではな	めてまいります。
			か高い。文援が定りていないのではな いか。	
			tvin's 素案はかなりのボリュームがあって読	 「広報しながわ 12 月 11 日号」に素案の
			み切れない。①閲覧用だけではなく配	閲覧場所が掲載されていますが、配布用
222	-	-	布分は用意されたのか。②配布分は何	として数部ずつご用意させていただいて
			部用意されたのか。	おります。配布用の部数は閲覧場所で異
				なりますが全体で約 250 部です。
			閲覧用の素案について。①前回は区立	①広報しながわ 12 月 11 日号などで周知
			図書館などにも置いてあったと思う	させていただきましたとおり、障害者施
			が、今回はどこに置いたのか。②区と	策推進課、区政資料コーナー、地域セン
223		_	│してパブリックコメント実施の際に │「ここに閲覧用の素案を置く」という	ター、文化センター、保健センター、図書 館、指定特定障害者相談支援事業所、指
	-	-	「ここに閲覧用の茶条を直く」という 統一ルールはあるのか、ないのか。	│
			75 75 75 10 00 00 00 00 10 10 10 10 10 10 10 10	佐牌音先怕談文抜事業別で閲見できま す。
				ゥ 。 ②計画ごとに閲覧対象者が異なるため、
				統一ルールはございません。
			①素案のわかりやすい版は作成しない	ご意見として承ります。
224	_	_	のか。②この素案のみで、知的障害の	
			ある方にどうやって理解していただく	
			考えなのか、具体的に。	
			他区(新宿区など)では区民説明会の	ご意見として承ります。
			複数回開催、説明動画の YouTube への	
225			掲載などを行っている。①品川区は説 明会等は実施しないのか、できないの	
<u> </u>	-	-	明会寺は美施しないのか、できないの か。②他区にできることが、品川区で	
			か。②他区にできることが、品川区で はどうして実施できないのか。	
<u> </u>				

			パブリックラスントの実体について	パブリックラフン (中体は、内根した)
			パブリックコメントの実施について	パブリックコメント実施は、広報しなが
			は、区公式 X(旧 Twitter)などできち	わ 12 月 11 日号および区ホームページで
			んと告知する必要がある。①本パブリ	周知いたしました。また、現在、区公式X
			ックコメントの実施については、区公	一でパブリックコメントを周知するルール
000			式 X で告知されたのか、されなかった	はございません。
226	_	_	のか。②区として、パブリックコメン	
			ト実施の際はすべて公式 X 等で告知す	
			るルールになっているのか、なってい	
			ないのか。③パブリックコメントの案	
			内を区公式Xに掲載するかどうかは、	
			誰が決めるのか。	
			区公式 X は 12 月 13 日に「旧荏原第四	ご意見として承ります。
			学校跡地の活用方針(素案)に対する	
			パブリックコメントを令和 5 年 12 月	
			28日まで実施しており、多くの方から	
			ご意見をいただくため、説明会を開催	
227	_	_	しますので、ぜひご参加ください」と	
			ポストしている。旧荏原四中の活用に	
			ついてはパブリックコメント前に説明	
			会を実施したのに、なぜ本計画ではパ	
			ブリックコメント前に説明会を実施し	
			なかったのか。	
			新型コロナウイルス感染症についての	感染症予防は区全体で統一的な対応が必
			言及がない。今後同様の感染症が流行	要となるため、本計画には記載いたしま
228	_	_	る可能性もあるが、そういった状況に	せん。
			なった場合の対応についての記載はな	
			くて良いのか。	
			現在人工呼吸器利用者は、区立の生活	重症心身障害者通所施設「ピッコロ」で
			介護や短期入所、グループホームの利	受入できるよう、対応を検討中です。
229	_	_	用ができないはず。今後受け入れてい	27 C C 0 0 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
			く目途は具体的にどうなっているの	
			か。	
			70 18 歳以上の在宅の方対象の実態調査	12個々の心身の状況や環境等により、
			(問 37) で、大人の日中一時支援事業	必要なサービスは異なりますので、現在
			のニーズが 10%以上ある。団体ヒアリ	は、短期入所、生活介護における延長支
			ひ二 スが10%以上める。団体ニアリーングでもニーズの声があがっていた。	援や訪問系サービス等複数のサービスで
			フグでも二一への声がめからていた。 家族の就労という視点からも重要。新	技援を切ります。令和6年障害福祉サ
230	_	_	な灰の航力という代点がらも重安。新 宿区では障害者対象の日中一時支援	又振をしていより。 〒和 0 千障音価値り 一ビスの報酬改定に向け、既存の障害福
			個色では障害有対象のロ中一時又接 (日中ショートステイ、土曜ケアサポ	一こへの報酬はたに向け、既存の障害値
			(ロロジョートスティ、工権グアリホ 一ト) を実施している。①品川区の見	位り一て入にあける延長加昇の見直しか 検討されております。国の動向を注視し
			解は。②実施の目途は。	てまいります。また、利用者のニーズ等 たwまぇ 検討してまいります
			「ᆺᄼᇧᇧᇧᄼᆛ고ᆝᄼᄼᄼᄷᄨᅷᆞᄼᅙᅼᆉ	を踏まえ、検討してまいります。 ごき見してネリます
231	_	_	「メンタルヘルス」「心の健康」の記載	ご意見として承ります。
			がない。必要ではないか。	大塚典明代がはずれて タダイツは吐き
			大田区や横浜市等では、障害者地域作業が第六条乗出せた。これでは、横浜	交通費助成だけでなく、各種手当や助成
			業所等交通費助成を行っている。横浜	金等は、自治体により制度の有無や金額
			市では、地域作業所等の通所施設に加	は様々です。現時点で作業所および精神
232	_	_	え、精神科デイケアも対象で、本人の	科デイケアに通所するための交通費助成
			みならず家族などの送迎介助者の交通	については、助成の予定はございません。
			費も助成している。同様の助成につい	
			て、品川区は必要性をどうとらえてい	
			るのか。	

			大磯町の素案では、障害者雇用状況の	区民の方に分かりづらくならないよう、
			細かな集計表が載っており、地域の職	掲載の数値については簡潔に表記しまし
000			業安定所での障害者の登録者数や紹介	た。
233	_	-	件数、就職件数が表で示されている。	
			品川区でも同様に示せるのではないか	
			と思うが、区の見解は。	
			こぶりが、色の光解は。 新庁舎ができることは決定事項かと思	 新庁舎の竣工は計画期間外に予定されて
			うが、新庁舎についての記載がない。	いるため掲載しておりませんが、誰にで
			新庁舎内でのアクセシビリティ対応と	もやさしく便利で機能性にあふれた庁舎
234	_	_	してバリアフリートイレの設置や、福	の実現に向けて策定した「品川区新総合
204			祉の窓ロー元化、福祉避難所などにつ	庁舎アクセシビリティ整備の手引き」に
			いての記載が必要と思うが、それにつ	基づくハード面の環境整備に加え、ソフ
			いての見解は。	ト面の取組みについても総合的に検討し
			2-0.	てまいります。
				ご意見として承ります。
			は、完成した後になって車いす利用者	こ思元として承りより。
205			が使用できないことが判明するケース	
235	_	_	が散見される。事前に当事者を交えて	
			検討し、設計の際にきちんと当事者の	
			話を聞くことが必須かと思うが、それ	
			についての見解は。	
			前回の計画では記載のあった区独自事	資料編「1区が実施する事業」(P140~
			業が「後日挿入予定」となっている。	144) に当該事業の利用状況について掲載
236	_	_	「サポート 24」や「ら・るーと」「ソ	しました。
200			ル」等の利用状況も今後掲載されると	0 6 0 12 0
			いうことか。	
				ナミネスは、ロの社立事業に「ノンカリ
			前回の計画では「障害者福祉課の事業	本計画では、区の独自事業に「インクル
			一覧」として8つの事業が掲載されて	ーシブひろばベル」と「医療ショートス
			いた。本計画から「インクルーシブひ	テイ事業」を掲載する予定です。在宅の
237	_	_	ろばベル」や医療ショートステイ事	人工呼吸器使用者への非常用電源は日常
			業、在宅の人工呼吸器使用者への非常	生活用具の品目のため、独自事業には掲
			用電源確保もここに新たに掲載される	載しません。
			ということか。	
			「障害者福祉課の事業一覧」として計	紙面の制約や計画策定の趣旨から、主要
238	_	_	画に掲載される事業と、掲載されない	な事業のみピックアップして掲載しまし
200				
			事業の違いは何か。	た。 「き目にしてるいます」等 4 同日川区院
000			区の独自事業は「後日挿入予定」では	ご意見として承ります。第4回品川区障
239	_	_	なく、素案に掲載するようにしていた	害福祉計画等策定委員会でご提示する計
			だきたい。	画案には掲載の予定です。
			計画策定委員会の次回開催は春頃にな	各委員の日程調整や議題等がまとまり次
240			るはず。日程が決まっているなら開催	第、区ホームページで開催時期をお知ら
240	-	_	前に、区報で開催案内を告知できると	せいたします。
			思うが、いかがか。	
			厚生委員会に基礎調査報告書が報告さ	ご意見として承ります。なお、基礎調査
			オース オース	報告書の詳細は区ホームページで公開し
241	_	_	10に际、計価版ではなく間勿版が議会 資料とされた。厚生委員会への報告の	報合音の評価は色が一厶ペークで公開し ております。
				(0) 7 4 7 0
			際は詳細版を出していただきたい。	
			【素案の書き方・掲載方法】	ご意見として承ります。
242	_	_	一般相談の実施数を明記していただき	
			たい。	
0.40			品川区の障害者グループホーム利用者	計画が複雑すぎて区民の方に分かりづら
243	_	_	は総数 269 人で、うち区内施設 86 人、	くならないよう、数値等はできる限り簡
		i .		

			│都内施設 123 人、都外施設 60 人。施設	潔な表記に努めております。
			入所者は総数 292 人で、うち区内施設	地域移行については、施設利用者に実態
			119 人、都内施設 45 人、都外施設 128	調査をもとに着実に進めてまいります。
			人。就労継続支援 B 型利用者は総数	
			374 人で、うち区内施設利用者 268	
			人、区外施設利用者 106 人であると聞	
			いた。大磯町の素案では、通所施設や	
			グループホーム、入所施設の利用状況	
			を、町内施設と町外施設で分けた数値	
			で示している。地域移行を進めていく	
			のであれば、品川区でも同様に示す必	
			要があると思うが、区の見解は。	
			冒頭 p3 に SDGs について記載されてい	SDGs の 17 の目標のうち、本計画におけ
			るが、ここにしか記載がなく取ってつ	
				る大半の取組は目標3の「すべての人に
244	_	_	けた印象がある。板橋区の素案では、	健康と福祉を」に該当します。そのため、
			各事業に対し SDGs の該当マークを表示	同じマークが連続して見にくい状態を避
			している。品川区でも必要ではないか	けるため、マークを用いないことにいた
			と思うが、区の見解は。	しました。
			新宿区や大磯町の素案では、障害児の	計画が複雑すぎて区民の方に分かりづら
			状況として、特別支援学級や通級の在	くならないよう、数値等はできる限り簡
			籍児童・生徒数と特別支援学校在籍者	潔な表記に努めております。ご意見につ
			猫光量 工匠級と特別支援子校任福信 数の推移をグラフで示している。品川	きましては、今後の参考として承ります。
				さましては、ヲ仮の参考として承りより。
245	_	_	区では実態調査の詳細版 p194 に 3 年前	
			との比較のみだが掲載されている。イ	
			ンクルーシブ教育の推進をはかるな	
			ら、品川区としても計画本編でその状	
			況をグラフで示すべきではないかと思	
			うが、区の見解は。	
			豊島区の素案では、共同生活援助の区	資料編の事業所一覧(P148~P149)にグル
			内事業所定員数を併せて示している。	ープホームの定員を記載しました。
			地域生活の継続のためには、他自治体	
246	_	_	ではなく区内のグループホームに入れ	
			ることが大事。区内の定員数を示す必	
			要があると思うが、見解は。	
			墨田区の素案では、工賃の実績及び必	平均工賃の実績は、東京都が公表してお
			要量の見込と平均時給額の実績を出し	ります。工賃向上を含め、利用者個々の
247	_	_	ている。品川区でも示す必要があると	やりがいや生活の質の向上なども含めた
			思うが、区の見解は。	取り組みを推進するため、計画には掲載
				しません。
			計画本編を検索すると「充実を図りま	ご意見として承ります。
			す」が 31 回も出てくる。 ずいぶんワン	
248	_	-	パターンというか通り一遍な表記では	
			ないかと思うが、区の見解は。	**************************************
			品川区の計画の伝統芸だが、「検討を進	事業を効果的・効率的に進めるため、事
249	_	_	めます」「検討を進めていきます」「検	業検討は必要不可欠です。協議・検討後
			討を行います」が多すぎる。3 年間か	に実施できるものは速やかに取り組んで
		<u> </u>	けて検討して終了なのか。	まいります
			支援の質について。区内の生活介護で	利用者の声を踏まえて、区立の生活介護
			の活動は「ドライブ・カラオケ・DVD	の活動内容の充実を図ってまいります。
250	_	_	制賞」が多いと聞く。「創作的活動・生	
			産活動の機会の提供」も生活介護の役	
1		Ī	割。そこを充実させていく意向につい	

	l		プロの目紹け	
			て区の見解は。	カロの再発力製はいればまて窓にお明え
			品川区立障害児者総合支援施設「ぐる	初回の電話相談時にお話を丁寧にお聞き
			っぽ」にある子ども発達相談室につい	するとともに、面接の受付件数を増回するなるとともに、加展投票を対象を
251	_	_	て。①現在初回面談は何人待ちなの	る等の対応により、初回相談でお待ちい
			か。②今までも最も多かったときで何	ただくことは解消しております。
			人待ちだったのか。②初回面談待ちを	
			改善するためには何をする考えか。	
			品川区のパブリックコメントのページ	一ご意見、ご質問については、庁内調整や
			には「制度の概要」として「区民意見	議会報告等が必要となるため、即答でき
			公募手続(パブリックコメント)とは	ない場合もございます。
			(中略) いただいたご意見とそれに対 オスロの表示されたいませる制度です。	
			する区の考え方を公表する制度です」	
			とあるのに対し、前回の計画のパブコ	
			メでは「ご意見として承ります」の回	
252	_	_	答が 78 件もあった。パブリックコメン	
			トは「区民意見公募手続」であるの	
			で、こちらは当然意見として送付して	
			いる。「いただいたご意見とそれに対す	
			る区の考え方を公表する制度」として	
			いる以上、「ご意見として承ります」の	
			みでは不十分であり、意見に対する区の表えたないます。ことが必須ではな	
			の考え方を公表することが必須ではな	
			いか。それについての見解は。	│ │ご意見として承ります。
			計画策定後に説明会を実施していただ きたい。「わかりやすい版」だけでは障	こ息兄として承ります。
			害のある方にはわかりにくい。①実施	
253				
200			しないなら、なぜしないのか。②他区 では実施しているが、なぜ品川区では	
			説明会は不要という考えなのか。区の	
			考え方を示していただきたい。	
			前期計画の「わかりやすい版」が、せ	 ご意見を踏まえ、分かりやすい表現に努
			一つかく作っていただいて言うのもなん	こ思元を聞よれ、ガがりですい表現に安 めてまいります。
			だが、いまひとつわかりやすくなかっ	
			た。世田谷区版が良かったので、わか	
254	_	-	りやすい版についても他区のものを参	
			考とし、計画策定委員会できちんと協	
			議していただきたいと思うが、これに	
			ついての区の考え方は。	
			品川児童学園の子ども発達相談室の初	│ │初回の電話相談時にお話を丁寧にお聞き
			回相談待ちの「期間」について。①現	するとともに、面接の受付件数を増回す
255	_	_	在初回相談は何カ月待ちになっている	る等の対応により、初回相談でお待ちい
200			のか。②これを解決するための区の考	一ただくことは解消しております。
			え方は。	
			品川区では成人対象の日中一時支援が	 令和6年障害福祉サービスの報酬改定に
			なく、生活介護で延長サービスを実施	向け、既存の障害福祉サービスにおける
			している。しかし区のホームページを	延長加算の見直しが検討されており、実
			見ても、どの生活介護事業所で延長サ	績と今後のサービス提供を比較すること
256	_	_	一ビスを行っているのかがまったくわ	は困難となる見込みです。障害福祉計画
			からない。①どこの事業所で、何時ま	ではなく、区ホームページへの掲載等に
			でで、利用料金はいくらになっている	よる周知が適切と考えています。
			のか。②生活介護の延長サービスの利	3 2 372 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37 37
			用実績を計画に示していただきたい。	
L	l			

	1	1		
			品川区には「精神障害者地域生活サポ	P119 のとおり、今期の主要テーマ「施策
			一ト 24 事業」や「精神障害者交流スペ	の柱3 障害福祉サービス等の充実(4)
			一ス『憩いの場』」「精神障害者地域生	精神障害に対応した地域包括ケアの推
			活安定化支援事業『ソル』」などの独自	進」に当該3事業を追加しました。
0.5.7			事業があるのに、計画本編ではまった	
257	_	_	く触れられていない。「精神障害にも対	
			応した地域包括ケアシステム」の体制	
			づくりにも関わってくる事業ではない	
			つくりにも関わりてくる事業ではない かと思うが。前期の計画でも同様だっ	
			たが、なぜ本編で言及しないのか。	
			①「知的障害者地域生活サポート 24 事	①発達障害・思春期サポート事業「ら・る
			業」や「発達障害・思春期サポート事	ーと」はP110に記載しております。事業
			業『ら・る一と』」など、区がお金を出	名は分かりやすいように「ら・る一と」を
			している独自事業があるのに、資料編	追記しました。
			に載るだけで、本編でまったく触れな	②利用希望者に対して、広く周知に努め
050			いのはなぜか。②区もあまりこれらの	てまいります。
258	_	_	事業を広報しない。使ってほしくない	
			のか、知られたくないのかと思ってし	
			まう。区ホームページで調べても数行	
			のみの記載で、あとは要綱が載ってい	
			るのみ。これらの事業の今後の周知・	
			広報についての区の考え方は。	
			内容が非常に多いので、出来れば、「説	ご意見として承ります。なお、計画につ
			明会」を開催して頂き、簡潔に纏めて	いては本編だけでなく、計画内容を分か
			頂きたいです。その際に如何しても	りやすく記載した「概要版」、「わかりや
			「説明会」は区役所の存在する大井町	すい版」を作成します。
050			近辺に限られるのが、やむを得ない	
259	_	_	と、お考えかとは思いますが、私自	
			身、超高齢者(現在:76歳)なので、	
			出来れば会場は、武蔵小山荏原第一区	
			民集会所・第一集会室を考慮して頂け	
			れば、幸いです。	
			西大井福祉園の職員の皆さんにご協力	区では地域で障害者が安心して暮らせる
			いただきながら、元気に通園させてい	よう、グループホーム整備を推進してい
			ただいております。ありがとうござい	ます。また、訪問系サービスは重度障害
			ます。	者の暮らしを守るため欠かせないサービ
			先日の第一回グループホーム開設にむ	スのため人材確保・人材育成に努めてま
			けての相談会にも参加させていただき	いります。
			ました。地域で自立した生活ができる	
			場所を切に希望いたします。遠方では	
			なく、地域にこだわります。	
			G・H などの箱物の充実に合わせ、訪問	
260	_	_		
			系、特に重度訪問介護の充実は、必須	
			です。重度訪問介護の人材育成、人材	
			確保にご尽力いただきたいです。	
			森沢区長のマニフェストに賛同し、一	
			票を投じました。大いに期待している	
			ところです。	
			古希を迎えました。元気なうちに、息	
			子が、地域で豊かに暮らしていける場	
			所を見届けたいです。どうぞよろしく	
			お願いします。	
	l	l	00 mg v O O 7 0	

- ①3章施策の方向性の1番に、自己決 定支援があげられているが、情報提供 の方法、支援者の研修等具体的は方策 がうかがえない。読み書きができずと も、あらゆる生活の場面で当事者が選 択するための情報が常にわかりやすく 提供されることが重要。2013 年被後見 人の選挙権が回復されたことは当事者 の大切な権利と受け止め、私がかかわ るグループホームでは入居されている 方の投票行動支援を続けてきた。当事 者の選択、意思決定について毎回学ぶ ことが多い。支援者に自己決定支援に 向けた研修養成プログラムなど必要で はないか。
- ②同時に、選挙活動への参加も選挙管 理委員会との検討と合わせて取り組み の柱に入れてほしい。
- ③グループホームへの施策が喫緊の課 題としてあるが、これまで比較的自主 的に行動できる方の利用が多かったよ うに思う。誰もが住み慣れた地域で暮 らすことを目指すのであれば、常時支 援が必要な障害の重たい方のグループ ホーム利用も当然考えるべきである。 しかしながら、現在の職員配置基準で は、当事者目線の支援、人権保障、虐 待防止の観点からも困難さがある。常 時複数職員の配置など、区独自で可能 なバックアップ体制をうたってほし い。また地域での暮らし方に、重い障 害のある方も「一人暮らし」の選択を 可能にするため重度訪問介護制度の利 用者利用量の拡大をめざし、地域での 様々な暮らしを支えるための人材育成 もおこなうべきである。
- ④ 今期の主要テーマの一つにインクル ーシブ教育の推進とある。教室は社会 の縮図である。教室には、障害の有 無、ジェンダー、外国籍の子など様々 な背景を抱えた供たちがいてこそ、共 に学び、共に生きることにつながる。 地域に暮らすどの子も地域の学校で学 ぶことが大切。支援学級や支援学校と 分けられた環境は「自分とは別の空間 で学ぶ人」と受け止めてしまう。まず は皆が地域の教室でともに学ぶことを 前提とし、子供それぞれに応じ必要な 個別教育支援を、人権に配慮し柔軟に かつ注意深く行うことが望ましい。 ⑤ 感想であるが、サービス全体の支給

量が他区や市部と比較して少ないよう

- (1) 意思決定支援については、「障害福祉サ ービス等の提供に係る意思決定支援ガイ ドライン」の周知や、福祉カレッジにお ける研修を実施しており、今後も取組を 継続する予定です。
- ②障害者の選挙への参加を促進するた め、関係団体のご意見も踏まえ、引き続 き投票所におけるわかりやすい案内、丁 寧な対応等、投票しやすい環境の整備に 努めてまいります。
- ③常時支援が必要な障害者が利用できる 障害者グループホーム(出石つばさの家) の整備に取り組んでおります。人員基準 は厚生労働省の省令に定められておりま すが、区立の障害者グループホームでは 都条例で定める人員基準を上回る職員配 置をしています。また、人材育成では介 護職員初任者研修を実施し、ヘルパー育 成に取り組んでいます。次年度は区独自 の支援策により、ヘルパー人材の定着に 努めていく予定です。
- 4)同じ場で共に学ぶことを追求するとと もに、個別の教育的ニーズのある児童生 徒に対して、連続性のある「多様な学び の場」を用意してまいります。個々の支 援については、学習支援員や介助員など の配置を行っております。今後も充実に 努めてまいります。
- ⑤見込量は過去の利用実績に基づき、統 計学的に算出した推計値となります。見 込量はサービスの利用上限を定めるもの ではなく、利用量が見込量を上回る場合 もございます。

261

			1.日立はこれで、ナルウサントにつく	
			に見受けられる。また実施されたアン	
			ケート内容は不明であるものの、地域	
			での生活、グループホームや一人暮ら	
			しや日中活動の場、働く場などがより	
			具体的にわかりやすく紹介されれば	
			「今いる施設で暮らしたい」が 37.5%	
			はもっと少なくなるのではないかと思	
			った。	
			私は、2年半前に品川区から世田谷区	ご指摘いただいたとおり、本区では障害
			に転居しました。それまで 70 年間品川	者グループホーム整備が喫緊の課題とな
			区に住んでいました。	っており、「品川区立出石つばさの家(令
			長男は知的障がいがあり、叔父叔母と	和6年度開設予定)」、「(仮称) 小山七丁
			品川区の自宅で暮らし福祉施設に通所	目障害者グループホーム」(令和7年度開
			しております。	設予定) 等の障害者グループホームの整
			長男のような障がいのある人にとって	備を進め、令和3年度末の障害者グルー
			長年住み慣れた地域で暮らす事は、健	プホーム定員数を基準として、令和8年
			常な人以上に大きな土台なのです。	度末までに合計 100 人分の定員増を目標
			以前から親が高齢化して病気や片親に	に整備に取り組んでまいります。
			なった時に初めてグループホームや施	なお、「品川区出石つばさの家」では障害
			一設に移られる方をたくさん見てきまし	のある方が家庭を離れての暮らしを体験
			は、一般にあるなどに、これが、ことはした。	できるよう体験利用の場を設けます。
			限界まで親は頑張らねばなりません。	また、居宅介護につきましても引き続き、
			近隣の区の親御さんにきくと希望すれ	人材確保・人材育成に努めてまいります。
			ば30代からグループホームに入り仲間	
			と自立した生活を送れるとのこと。	
			衝撃です。	
			福祉計画の立案のため将来の見込み量	
			は重要です。	
			加えて福祉サービスが本人を中心にし	
262	_	_	て環状に途切れなく取り囲む、まさに	
			円滑なサービスであることを強く希望	
			します。	
			具体的な例としてグループホームに入	
			るか入らないかを決めるにはミドルス	
			テイなどの体験がプロセスとして必要	
			です。	
			この体験ができません。体験できる場	
			が量的にあまりにも少ない。したがっ	
			て足踏み状態です。	
			丁寧なプロセス作りお願いします。	
			それから居宅介護サービスの拡充を希	
			望します。	
			長男は、朝自宅で通所前の1時間は1	
			人となる日があるため週1回このサー	
			ビスを受けています。	
			特に冬場は暖房器具をつけるので危険	
			です。	
			この居宅介護サービスを申請するにあ	
			たって相談支援センターから人手不足	
			のため自分で探してください。と頼ま	
			れた事はショックでした。	
			居宅介護サービスの拡充をお願いしま	
	l	1	一一コハルス・ニア・マルグロとの方でした	

				T
			す。以上です。	
			目標を「検討する」にするのはやめて	事業を効果的・効率的に進めるため、事
			いただきたい。3年かけて検討のみす	業検討は不可欠です。協議・検討の終了
			るのか。区は障害福祉計画推進委員会	後に実施できるものは速やかに取り組ん
263	_	_	で、「『検討する』との目標に対し、検	でまいります。
			討したので目標達成」という資料を	
			堂々と出してくる。恥ずかしくないの	
			か。	
			7 ⁻⁶ 福祉計画のなかに取りいれていただけ	①発達障害等がある児童・生徒に対して
			ますことを切望しております。宜しく	は、各学校「特別支援教室」を設置してお
			お願い致します。	り、週に1日程度決まった時間に訪問指
			①≪インクルーシブ教育について≫	導教員から指導を受ける仕組みとなって
			※普通級の中に、発達障害児(グレー	います。
			ゾーンも含める)のクラスを設置して	また、中学校・後期課程では2校で自閉
			いただき、専門的な教育をしていただ	症情緒障害特別支援学級を設置していま
			きたいです。	す。小学校・前期課程では、令和6年度か
			発達障害児が親の手を離れて、学校	ら1校で自閉症情緒障害特別支援学級を
			生活を送るためには、発達特性に合っ	開級します。新たな学級の新設について
			た環境を作り上げなければなりませ	は、今後も、就学人口の推移や学校の施
			ん。人に対してのこだわり、儀式のこ	おの現状等を踏まえながら検討してまい
			ん。人に対してめこだわり、儀式のこ だわり。音へのこだわり、給食へのこ	設め現代等を聞よれながら検討してよい ります。
			だわり、ただのわがままととらえられ	②③品川区立発達障害者支援施設「ぷら
			てしまうようなこだわりなどなど沢山	一す」内に発達障害者成人期支援事業「リ
			のこだわりに対応しなければなりませ	クト」を行い、居場所や交流の場、就労等
			ん。他の生徒や先生方に大きな負担を	の専門相談を受けています。引き続き、
			かけずに、対応できるのでしょうか。	発達障害者の支援の充実に努めてまいり
			それらができないと発達障害児の問題	ます。
			行動や、不登校につながることになる	
			と考えられます。小学校の間だけで	
			も、発達障害児(グレーゾーンも含め	
264	_	_	る)のクラスを設置していただき、専	
			門的な教育をしていただくことができ	
			れば、学級崩壊も防ぐこともできるの	
			10は、子板崩壊も防くこともできるの ではないかと思います。	
			《大人の発達障害に対する支援につい	
			て》 (************************************	
			②<相談支援>	
			※18 歳以上の発達障碍者本人や保護	
			者、支援者が気軽に相談できる施設を	
			作って頂きたいです。	
			発達障害者が、生きずらさを感じた	
			時や、これからの人生をどうすべき	
			か、人間関係や就労など、発達障害を	
			もっているからこそ生じる悩みなどに	
			ついて、相談とカウンセリングをして	
			いただける施設を作って頂きたいで	
			す。そして、発達障害者支援センター	
			す。 として、光壁障占省交援でブラ とつながり、具体的な支援の相談がで	
			こうながり、呉体的な文援の相談がで きるようになることを望みます。	
			③<入居施設と自立への支援システム	
			作り>	
			※仕事はしているが、差別や収入等の	

	1			
			理由でアパートを借りられない人。ひ	
			とりで生活するのは困難な人。生活や	
			精神面で一部支援が必要な人が利用で	
			きる入居施設をお願いします。	
			発達障害に理解のある支援者が食	
			事、洗濯、掃除などの支援と指導をし	
			てくださり、結果、地域で一人暮らし	
			ができるようになってからも、支援と	
			相談をしていただけるようなシステム	
			作談をしていただけるようなラステム を作って頂きたいです。	
				マほケのみは、七部後ケブノサービュの
			事業所対象の実態調査(問 16)に「放	家賃等の件は、放課後等デイサービスの
			課後等デイサービスへの需要が大変あ	事業所に限らず、区内の全事業所につい
			り、品川区内で新設したいのですが、	て共通します。放課後等デイサービス事
			家賃などが難しく難航しています」と	業所は、年2~3か所ずつ開設しており、
265	_	_	の意見があった。①医ケアの不要な障	現在、補助は考えておりません。
			害児の放課後デイ事業所開設にも補助	
			が必要ではないかと思うが、区の見解	
			は。②補助がなくても新規開設は継続	
			的に見込めるという考えか。	
			放課後等デイサービスについては、幅	①②事業所連絡会については、年に2回
			広いサービス提供事業者の参入の促進	実施し、放課後等デイサービス事業所等
			に加え、サービスの質の向上も必須。	も含め、児童や相談に関係する事業所が
			①質についてはどう担保していくの	それぞれの支援内容に等について情報共
			か。②以前、地域自立支援協議会で大	有を図っています。引き続き、事業所連
266	_	_	塚前会長が「株式会社が運営している	絡会等を活用し、各事業所のサービスの
			なら、事業所連絡会はよりいっそう必	質の向上を図っていきます。
			要」と強く仰っていたが、放課後デイ	
			安」と強くはうといたが、放踪後がイードの事業所連絡会は現在年に何回開催し	
			の事業所度福安は現在中に同国開催し ているのか。	
			もっとどれに当たる支援なのか具体例	
				令和9年度に小山台国家公務員宿舎跡地
			や予定している事を記載してほしい。	に生活介護、就労継続支援 B 型の開設を
			生活介護と就労 B 型の中間的な生活介	予定しています。こちらの就労継続支援
			護(賃金は少なくても出る)が欲し	B 型では、生活介護と連携した支援を検
			い。品川区にはそういう施設がない。	討しています。
			生活介護にいても軽作業・働くことが	日中一時は、生活介護や訪問系サービス、
			好きな人もいる。学校からいきなり何	短期入所、地域活動支援センター等の障
			もないのは今までのリズムや意欲を崩	害福祉サービスをご利用いただければ幸
			してしまい二次障害の引き金にもなる	いです。
			のではと心配がある。またこういう施	強度行動障害については、P79に記載のと
			設があればB型へ無理に目指さなくて	おり、令和8年度末までに強度行動障害
267	_	_	もいいし、練習や意欲を高めてからB	の支援ニーズを把握するとともに、地域
			型に挑戦する目標になるのではないか	の関係機関が連携した支援体制の検討を
			大人の日中一時や重度の人のサークル	おこない、検討結果に基づいて整備を進
			も作って欲しい。若い時は体力気力が	めます。
			余る。発散できることが大切ではない	災害対応については P126 に記載のとお
			かと思う。	り、整備に努めます。
			7 こぶり。 強度行動障害は二次障害だと聞くの	, <u>— mu 23 - 7 0 - 7 0</u>
			期入所に送迎は有りで。地域生活拠点	
			粉八別に送過は有りで。地域生活拠点 サービスのイメージの図のように使え	
			- リーこへのイメーシの図のように使え - るのか早めにレクチャーして安心を図	
			- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			って欲しい。今回の地震でやはり障が	

			い 字の 海 群 正への 海 井 よ き サー ローニー	
			い者の避難所への避難が難しいようで	
			す。障がい者が安心して避難できる体 セッホー キャ ニ ー キントーー メ * ギュート	
			制を整えておいてください。	PO COLONIA CO
			計画策定の根拠となる「アンケート」	障害児通所支援受給者証所持者以外の発
			の対象者のうち、「障害児」については	達障害児の把握は困難です。ただし、発
			「障害福祉サービス利用者」とのこと	達障害児とその疑いがある子どもの大半
			である。障害児のうち、大多数を占め	は障害児通所支援を利用しており、今回
			ると思われる発達障害児の多くは愛の	のアンケート調査対象となっており、利
			手帳の対象外であり、また放課後等デ	用者ニーズを踏まえた内容であると考え
			イサービスなどの障害福祉を利用して	ております。
			いない。それらの児やその保護者は意	また、「障害のある子どもの支援」では障
			見を聞かれる機会がなかったため、大	害種別の記載はしておらず、計画の各所
			多数の発達障害児およびその保護者の	に発達障害児への施策を盛り込んでおり
			ニーズが今回の計画には反映されてい	ます。
			ないが、そこをどのように区として今	現時点では発達障害支援に係る協議会の
			後補填するつもりなのか?	設置は検討しておりません。
			また今回の素案には「発達障害」とい	
			う文言がアンケートの障害種別を含め	
			ても 10 カ所程度しかなく、内容的にも	
			非常に薄いものになっている。これで	
268	_	_	は障害全体の多数を占める発達障害の	
			支援の方向性や具体的に何をやってい	
			くつもりなのかが全く見えてこない。	
			他自治体では「発達障害福祉計画」を	
			別途作成している。品川区でも別途発	
			達障害に特化した障害福祉計画を作成	
			すべきと考えるが、区として取り組む	
			姿勢があるか?	
			さらに港区では「発達障害支援連絡協	
			議会」を設置し発達障害者(児)及び発	
			達支援が必要な人への支援に関する施	
			策の総合的かつ計画的な推進に関する	
			ことや、発達障害者(児)及び発達支援	
			が必要な人に関する施策の推進につい	
			て必要な連絡調整に関することなどを	
			高度な専門家委員とともに行っている	
			が、品川区でも発達障害者支援連絡協	
			議会を設置する用意はあるか?	
			障がいのある子どもたちへの支援につ	①現在、区立学校では、安全確保や身辺
			いて、ぜひ区が介助者を派遣するなど	介助が必要な児童・生徒に対し、介助員
			お願いしたいです。アンケートでは母	の配置を行っております。引き続き充実
			親、父親が第一、第二介助者となって	に努めてまいります。
			います。家庭で介助で倒れないように	②計画策定は品川区障害福祉計画等策定
			する、また障がいがあっても分け隔て	委員会を中心に進めておりますが、障害
			なく自己実現ができると子どもが思え	当事者の方にもご参加いただいておりま
269	_	_	るよう。また思春期の子どもでは保護	す。委員会に不特定多数の方にご参加い
			者と離れたいと思うのが当たり前では	ただくことは会議運営や意見集約のうえ
			ないでしょうか。	で難しいと考えております。
			インクルージョン教育に取り組む(63	,
			ページ)については、教職員の研修、教	
			育環境の整備もありますが、何より子	
			ども一人ひとりの障がいという「個	
	1	<u> </u>		i .

			性」に丁寧に対応できる人の確保が重	
			要です。ぜひ充分な人を学校に補充し	
			てください。	
			また、様々な会議に多くの当事者(本	
			人、保護者)が参加し意見が言えるよう	
			zoom やチームスなど活用する、開催時	
			間や場所、通知方法を工夫するなどお	
			願いしたいです。	
			最後に、品川区は障がい者の地域移行	
			に消極的ではと思われる数字もありま	
			すので、そちらも修正していただけれ	
			一ばと思います。	
			計画の策定委員会では、委員からの意	 ご意見、ご質問については、庁内調整や
			見・要望に対し事務局がはっきり答え	議会報告等が必要となるため、即答でき
			ないシーンが散見される。要望のよう	ない場合もございます。
			にできるのならできると答え、できな	
270	_	_	いならできない理由を述べるべき。即	
2,0			答できないなら「あらためて○日頃ま	
			でに回答する」と申し述べるのが社会	
			人のルールでは。委員に言うだけ言わ	
			せておいてスルーしているように見え	
			てしまう。	
			発達障害の特性をもつ子どもを育てて	①「障害のある子どもへの支援」に関す
			います。	る部分は、障害種別ごとの記載でないた
			子どもが小学生の頃から、品川区の発	め、分かりにくいと思いますが、多くが
			達障害・思春期サポート事業を利用し	発達障害児に関わる内容となっておりま
			ており、大変助かっています。本当に	す。現在、児童発達支援センターは「品川
			ありがとうございます。	児童学園」1か所ですが P122 に記載のと
			めりがとうことがより。 品川区障害児福祉計画(素案)を読ませ	おり、令和7年度、令和9年度にそれぞ
			品川区障害児価値計画(条集)を読ませ ていただきました。子どもの人口が減	おり、市相)年度、市相も年度にてれて れ1か所ずつ児童発達支援センターを開
			少する中、「発達障害」と呼ばれる子ど	設し、発達障害児への支援の充実を図り
			もは増え続けていると言われているに	ます。
			も関わらず、素案の中に発達障害とい	②発達障害の理解・啓発については、校
			うワードすらほとんどなく、大変残念	長連絡会や初任者研修等の年次研修、各
			な気持ちになりました。	学校の特別支援教育を推進するコーディ
			文中で支援体制の充実などが書かれて	ネーター向けの研修をはじめ、様々な機
271	_	_	いましたが、私が利用している団体で	会を捉えて実施しております。引き続き、
			は、本当は問い合わせされた方の相談	一人一人の子供たちを大切にできるよ
			を受けたいが、やむを得ず何カ月も先	う、人権教育の機会等を含め、教員の指
			の相談予約になってしまう、と聞いて	導の充実に努めてまいります。
			います。	
			どこに相談したらいいのか分からない	
			中、ようやくたどり着いた先で、何カ	
			月も待たなければならない、という状	
			況を一刻も早く改善して欲しいです。	
			ぜひとも支援体制の強化をしてもらえ	
			るよう、切にお願いいたします。	
			また、一昔前に比べ、発達障害という	
			言葉を聞いたことがある人は増えてい	
			ると思いますが、発達障害のある子ど	
			るとぶいますが、光達障害のある子と もや、その保護者への理解、支援は依	
			然足りていません。	

			・学校の先生が発達障害の特性がある	
			子校の光工が光達牌音の特性がある 子どもに対して、授業中に怒鳴って子	
			どもを指導する。	
			子どもに対して「教室から出ていけ」	
			等の暴言を吐く。	
			・クラスの保護者たちが、発達障害の	
			特性をもつ子どもの保護者に対し、親	
			の心を傷つける心無い言葉を言う。	
			・言われた保護者がストレスを感じ鬱	
			になり、人との関係が築けなくなり孤	
			立する。	
			これらはすべて、知人が経験したこと です。	
			です。 周囲の大人が発達障害の特性があるお	
			子さん、その保護者のことをどう理解	
			し、支援したらいいのか。とても大切	
			なことだと思いますが、現実は大変厳	
			しいです。	
			発達障害がある子どもを育てている親	
			の声や、実際にそういった親子を支援	
			している団体の方などの声にもっと耳	
			を傾けてもらえたら、この素案もより	
			良いものになると思います。	
			今後、もっとよい計画書ができること	
			を期待しています。	
			│ │障碍者の当事者(発達障碍)として思	
			うのは、品川区の障碍福祉政策は典型	において、表記について検討を行いまし
			的な施設任せのタイプに感じます。障	たがどの表記にするか決着がつかず、当
			碍者には色々います。身体・精神(発	面、国は「障害」の表記を用いることにな
			達)・知的。障碍者と見た目では分から	りました。国の基本指針、法令で「障害」
			ないのもあります。僕はまさにそうで	の表記を用いており、計画内に「障がい」、
			す。障碍者と言うと驚かれます。当事	「障碍」と併記することによる混乱を避
			者として品川区に対して、①障害とい	けるため、「障害」の表記に統一しました。
			う表記を改める(害という漢字の使用	②障害福祉計画等策定委員会では公募委
			を法律などに付随する上で仕方なく使	員として、障害当事者の方にもご参加い
			用する物以外については「がい」もし	ただております。障害当事者の方の思い
			くは「碍」としてほしい)、②障碍者の 当事者区民の方々がもっと関われる計	やご意見を伺うことが出来て大変参考と なりました。引き続き、障害当事者の参
272	_	_	国事有区民の方々がもうと関われる計 画・政策の実施(これは障碍福祉に限	なりました。 引き続き、障害 (1) 単音の参 加機会の確保に努めてまいります。
212			回・政衆の実施(これは障碍福祉に限 らず、子育て政策などにも言えます	③障害の種別・等級、年齢など要件はあ
			が)、③金銭的な支援の拡充(区独自に	りますが、事業によっては所得制限の撤
			上限を設けた上での医療費の一部負	廃や利用者負担金を無料化し経済的負担
			担、公立施設の利用料の免除等)を提	の軽減を図っております。引き続き、障
			言したいです。私は以前豊島区に住ん	害者施策の充実に努めてまいります。
			でいましたが、豊島区は障碍者政策に	
			ついては充実していました。就労支援	
			も区職員が行なっており、区としての	
			姿勢に誠意を感じました。是非とも品	
			川区も子育て世帯だけでなく、障碍者	
			世帯やそれ以外の世帯それぞれに対し	
			て優しさ・真心を持った政策・姿勢を	
			示してほしいです。	

273	_	_	放き支支のの設れ 集一あしで担 、音事のらでの設れ 集一あしで担 、音事がは 登上 は で の らでの設れ また は で の らでの い で で も が で さ と で で の らでの い で で も が で さ と で と が で さ と で と が で さ と で と が で さ と で と が で さ と で と が で さ と で か は か ま で と が で さ と が で で の い で で の い で で も し で 担 い さ ら い に き か と と で の ら で の い で の い で で も い で で の い で で の い で で も い で で の い で で の い で で も が で で の い で で の い で で の い で で も し で 担 い さ な ら い に き か に き か に き す い に き が い に い に き が い に き が い に き が い に き が い に い に が い に に き が い に い に が い に い に が い に い に に は に い に い に に は に い	無償化につきましては、国や都の動向を 注視していきます。また、習い事への費 用補助につきましては、今後の施策を考 える上での参考にさせていただきます。 教職員への研修については、校長連絡会 や初任者研修などの機会を捉え、今後も 継続して理解・啓発できるように努めて まいります。
274		_	区未討子が育にくもうくにろ分指過いうつもなイ活加し保正い出容来就小学に育児重和事っ団い子遊多が営とんすないのでよますが増歳は内ざに的て入まを否が、場立で出ているするが、対対なでは、い・解もと、子いきま屋のいになキ等が存まである。がでは、一団のト園と、い・解もと、子いきま屋のいになおいるであるがでが、大間面するないにおいれず起力意拒が表現では、では、大間であるなど、大間面がであるがでが、大きもでは、い・解もと、子いきま屋のいになおいるとうをが高いのではまらがより、大きもでは、い・解もと、子いきま屋のいになお等が存まると、おり、大きもであるがは、い・解もと、子いきま屋のいになお等が存ますが、は、大いでは、大間では、大間では、大きし、大いななのいお人もで、大きにより、大きには、大きにないのでは、大きにないのでは、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに	保育の展開にあたり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり

	1			<u> </u>
			一児の認知や勉強の機会があるように	
			レポートで見受けられましたのでぜひ	
			そこは引き続き強化をお願いしたいで	
			す。	
			インクルーシブを進めていくとの事で	
			すので支援の必要な子供の多くは普通	
			級に存在するという前提で考えると、	
			担任を持てば必ず直面する事になると	
			思います。グレーの子供と上手く接す	
			るにはそのための知識が必要で、学校	
			運営の方々には、言葉選び、話し方、	
			環境づくり、理解する姿勢など、ぜひ	
			幅広く知って頂きたいです。不登校に	
			なりやすい傾向もあると思いますの	
			で、知識は先生方の助けにもなると考	
			えます。	
			①相談支援事業所の質について	①相談支援事業所が適切に運営されるよ
			事業所によりバラツキが大きく、育成	う、令和5年11月、区内相談支援事業
			会でも問題提起されていますが一向に	所の相談支援専門員を集め、運営基準・
			向上されている様子がないです。	人員基準・設備基準等に関する集団指導
			放デイなどの事業所への計画書の送付	を実施しました。このような取組を通じ
			や受給者証の発行手続きも怠慢で遅れ	て、相談支援事業所の運営の改善に努め
			ている場合もあり、業務が適正に運営	てまいります。
			されているのか大きな疑問を感じま	②軽度の知的障害がある方の自律的な余
			す。その反面、区役所は放デイや児発	暇活動を支援するための日曜サークル
			の新規受給者をセルフではなく相談支	(青年・自主・成人)3コースの運営を障
			援事業へと促しています。なぜセルフ	害者の活動支援に理解と関心を持つ方に
			を勧めずに相談支援事業所とのエンゲ	委嘱しています。これは有償ボランティ
			一ジメントを推し進めるのにも関わら	ア (スタッフ) です。また、年に2回、外
			ず、相談事業所や相談員質の担保や評	部講師を招いて、スタッフの研修会を実
			価査定を行わず放置しているのでしょ	施し、スキルの向上に努めています。
	1	1	うか。	パラスポーツ体験等事業の講師・スタッ
	3	3	ほとんどの相談支援事業所は電話やメ	フへの報酬については、事前に講師や競
275			一ルでやり取り、もしくはそのような	技団体と協議を行い、適正な報酬を支払
	2	2	手続きもなく数年経過することもあり	っています。今後もパラスポーツ体験等
	3	3	ます。利用者と社会資源との調整役を	事業を通じて、パラスポーツに親しみ、
			せずほったらかしという印象を持たれ	知る機会を提供することで、パラスポー
			ても仕方ないのではと思えるほどで	ツへの関心を高めていけるよう努めてま
			す。	いります。
			ここ数年同じような意見を育成会でも	
			議題に上がっています、遅々として進	
			まないのは区役所としてメリットが無	
			いと判断しているからでしょうか。区	
			独自の研修会やルールを設けて、円滑	
			な運営に繋げて頂きたいです。	
			②文化芸術活動・スポーツ等の振興に	
			ついて	
			外部講師を招聘するのでしょうか。決	
			してボランティアに依存することなく	
			費用含め適正な報酬を講師陣やスタッ	
			フの方々にお支払い頂き継続活動して	
			頂きたいです。障害福祉の文化活動は	

		ı		
			善意としてボランティアや無償が前提	
			となっているケースが少なくありませ	
			ん。さらなる文化醸成において相応の	
			コストを費やして然るべきだと強く考	
			えます。ボランティアだけに依存して	
			はいつまでたっても振興はおろか、質	
			の高い講師の招聘は困難です。何かし	
			らメリットを数点掲げて募集すべきで	
			す。	
				区に登録している障害者団体以外にも多
			策定委員会に障害者団体と記入があり	
			ますが、区内には、登録している障害	くの地域で活動している障害者団体があ
			者団体は13 ありますが、いくつかの団	ると認識しています。また、ご指摘のと
			体は策定委員会に参加できませんでし	おり障害者団体に参加していない障害の
			た。なぜ、参加できる団体と参加でき	ある人も多くいます。
			ない団体があるのでしょうか。策定に	そのため、計画策定に際して、多くの障
276	_	_	かかわった団体の会員数の合計は、全	害のある人にご協力を得てアンケート調
			障害者の5%に過ぎません。次期から	査を実施して、様々なご意見・ご要望を
			は、策定委員会には、全団体が参加す	いただいております。
			るようお願いします。同様に、地域自	地域自立支援協議会については、障害者
			立支援協議会も、同じ団体のみで構成	団体も含めて様々な方にご参加いただい
			されていますが、こちらも全団体にし	ておりますので、ご意見については、参
			てください。	考とさせていただきます。
			こヽたこい。 計画 (素案) のパブコメは実施してい	説明会については、ご意見として承りま
			ますが、素案の説明会はしていませ	す。障害者団体ヒアリングでの職員同席
			ん。これだけ、ボリュームもあるし、	については、今後、検討いたします。
			制度は複雑になっていますので、策定	
			後でもよいですので、区民対象の説明	
			会を開催してください。計画推進に	
			は、区民の協力が必要だと思います	
			が。	
			団体ヒアリングでは、職員の同席はな	
			く、コンサルだけが意見を聞きます。	
277	_	_	そのため、質問をしても、何も答えら	
			れず、伝えておきますとなります。今	
			回も、職員は同席しないということ	
			で、事前に質問を送りましたが、すぐ	
			に回答できないということで、ただ、	
			に回音できないということで、たた、 意見を聞くだけなら、休みを取ってま	
			でヒアリングの時間を取れないので	
			(ほぼ全員が働いていますので)、文書	
			で送付することにしました。ヒアリン	
			グには、職員も同席し、その場で質疑	
			応答ができるようにしてください。	
			計画の推進状況について、推進状況の	ご意見として承ります。
			検証や分析・評価を行っています。こ	
278	-	-	ちらも、HP に掲載するだけでなく、区	
			民対象に説明会・意見交換会を実施	
			し、情報の共有化を図ってください。	
			3年間のアクションプランなのに、エ	今後の施設整備の概要については、本計
			程表(整備スケジュール)がありませ	画のコラムに掲載いたします。
279	_	_	ん。品川区は、1か所の整備に10年	施設整備は建設用地の確保が前提となり
			近くかけています。これでは、多くの	ますが、現時点では計画的に適地を確保

重度障害者は、利用する頃には亡くなっています。これまで、品川区は、予定を立てずに、行き当たりばったりで事業を実施してきており、成果が現れず、いつまでたっても、23区最低の福祉自治体から脱却できません。どうして、整備計画をたてないのか、合理的な理由を説明してください。大田区の整備計画が HP に掲載されていますので、見てください。

することが困難であるため整備計画を策 定しておりません。